

令和3年 第6回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
94	令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)		
95	令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
96	令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
97	令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
98	令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
99	令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
100	令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
101	令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
102	令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)		
103	令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)		
104	令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)		
105	令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
106	令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
107	令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		
108	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(事業者選定関係)		5

議案番号	件名	摘要	ページ
109	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化施設関係)		9
110	飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		11
111	飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例		13
112	飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		15
113	飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例		26
114	飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例		30
115	飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例		32
116	契約の締結(下三緒排水ポンプ場新設(機械設備)工事)		34
117	契約の締結(文化会館大規模改修工事)		49
118	指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)		69
119	市道路線の認定		72
120	財産の無償貸付け(ふれあい広場)		76
121	副市長の選任につき議会の同意を求めること		
報告 第21号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		78
報告 第22号	専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))		80

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(事業者選定関係)

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査させるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条」を加える。

第2条中「執行機関」を「執行機関等(執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)」に改める。

第3条中「執行機関の規則で定める」を「執行機関等が定める」に改める。

別表中「附属機関の属する執行機関」を「附属機関の属する執行機関等」に改める。

別表教育委員会の部の次に次のように加える。

企業管理者	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会	水道施設運転管理業務及び料金収納等業務に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。
-------	--------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表販路開拓支援補助金審査会委員の項の次に次のように加える。

飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務 委託事業者選定委員会委員	日額	15,000円
--------------------------------------	----	---------

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧																													
<p>○飯塚市附属機関の設置に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 (名称及び担当事務等)</p> <p>第2条 附属機関の名称、担任する事務及びその属する執行機関等(執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。 (委任)</p> <p>第3条 前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関等が定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>附属機関の名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企業管理者</td> <td>飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会</td> <td>水道施設運転管理業務及び料金収納等業務に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。</td> </tr> </tbody> </table>			附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	市長	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	企業管理者	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会	水道施設運転管理業務及び料金収納等業務に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。	<p>○飯塚市附属機関の設置に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 (名称及び担当事務等)</p> <p>第2条 附属機関の名称、担任する事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。 (委任)</p> <p>第3条 前条の附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、附属機関の属する執行機関の規則で定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>附属機関の名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	市長	(略)	(略)	教育委員会	(略)							
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務																														
市長	(略)	(略)																														
教育委員会	(略)	(略)																														
企業管理者	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会	水道施設運転管理業務及び料金収納等業務に関して公募型プロポーザル方式による事業者の選定について審議及び審査すること。																														
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務																														
市長	(略)	(略)																														
教育委員会	(略)																															
<p>○飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>販路開拓支援補助金審査会委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会委員</td> <td>月額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>農区長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>			区分	報酬の額		(略)	(略)	(略)	販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)	飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会委員	月額	15,000円	農区長	(略)	(略)	<p>○飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>販路開拓支援補助金審査会委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農区長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	報酬の額		(略)	(略)	(略)	販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)	農区長	(略)	(略)
区分	報酬の額																															
(略)	(略)	(略)																														
販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)																														
飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会委員	月額	15,000円																														
農区長	(略)	(略)																														
区分	報酬の額																															
(略)	(略)	(略)																														
販路開拓支援補助金審査会委員	(略)	(略)																														
農区長	(略)	(略)																														

(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18
年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

(略)

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化施設関係)

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市文化施設の活用について調査審議させるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部飯塚市文化財保存活用推進委員会の項の次に次のように加える。

飯塚市文化施設活用検討委員会	文化施設の活用に関して調査審議すること。
----------------	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
	飯塚市文化財保存活用推進委員会	文化財保存活用地域計画の作成及び変更等に関して総合的に調査審議すること。		飯塚市文化財保存活用推進委員会	文化財保存活用地域計画の作成及び変更等に関して総合的に調査審議すること。
	飯塚市文化施設活用検討委員会	文化施設の活用に関して調査審議すること。			
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>					

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、国家公務員の住居手当に対する支給要件の改定が行われており、本市の支給についても関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、「掲げる額及び第2号に掲げる額」を「定める額及び第2号に定める額」に、「掲げる額(その額)」を「定める額(その額)」に、「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円を控除」を「1万6,000円を控除」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯塚市職員の給与に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(住居手当) 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額</p> <p>イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは1万7,000円)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(住居手当) 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額</p> <p>イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは1万6,000円)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

学校給食事業特別会計を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例

飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 飯塚市学校給食事業特別会計に係る令和3年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

飯塚市特別会計設置条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 飯塚市学校給食事業特別会計に係る令和3年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>飯塚市学校給食事業特別会計</u> <u>学校給食事業</u></p>

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が公布されたことに伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するほか、関係規定を整理するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例（平成18年飯塚市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第6条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第6条の2の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第24条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係

る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,215円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,050円

第24条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第8項中「第24条」を「第24条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第1号、第14条第1項、第24条及び第24条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を前条第1項第1号）に改める部分に限る。）並びに附則第8項から第10項まで及び第12項から第19項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条の2 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第24条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 23,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第14条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額(第24条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条の2 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第24条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第24条において同じ。)以外の世帯 23,000円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第14条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額(第24条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し</p>

て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,215円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,050円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第24条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。)である

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第24条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。)である

場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)&及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4

場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規

項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合に

定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合に

おける第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

おける第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の

所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額

合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第1号、第14条第1項、第24条及び第24条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を前条第1項第1号)に改める部分に限る。)並びに附則第8項から第10項まで及び第12項から第19項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市立図書館の休館日の一部を変更するため、本案を提出するものである。

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

飯塚市立図書館条例(平成18年飯塚市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 飯塚市立図書館

ア 月曜日(毎月第3月曜日を除く。)及び毎月第3火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

イ 館内整理日 毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日

ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間

エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第3号を次のように改める。

(3) 飯塚市立図書館颯田館

ア 休日

イ 土曜日及び日曜日

ウ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日

エ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間

オ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第3号を同条第4号とする。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 飯塚市立図書館穂波館

ア 月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。)

イ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日

ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間

エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第2号を同条第3号とする。

第5条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館

ア 月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。)

イ 館内整理日 毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日

ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間

エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飯塚市立図書館条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館等の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>飯塚市立図書館</u></p> <p>ア 月曜日(毎月第3月曜日を除く。)及び毎月第3火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。</p> <p>イ 館内整理日 毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日</p> <p>ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間</p> <p>エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) <u>飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館</u></p> <p>ア 月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。)</p> <p>イ 館内整理日 毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日</p> <p>ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間</p> <p>エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) <u>飯塚市立図書館穂波館</u></p> <p>ア 月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。)</p> <p>イ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日</p> <p>ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間</p> <p>エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) <u>飯塚市立図書館頼田館</u></p> <p>ア 休日</p> <p>イ 土曜日及び日曜日</p> <p>ウ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 図書館等の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定図書館</u></p> <p>ア 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「国民の祝日」という。)に当たるときは、その翌日を休館日とする。)</p> <p>イ 館内整理日</p> <p>(ア) <u>飯塚市立図書館</u> 毎月最終金曜日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日</p> <p>(イ) <u>飯塚市立図書館筑穂館</u> 毎月最終木曜日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日</p> <p>(ウ) <u>飯塚市立図書館庄内館</u> 毎月最終水曜日(蔵書点検期間のある月及び12月を除く。)及び1月4日</p> <p>ウ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間</p> <p>エ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) <u>飯塚市立図書館穂波館</u></p> <p>ア 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>イ 月曜日(アに掲げる期間を除く。国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。)</p> <p>ウ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日</p> <p>エ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間</p> <p>(3) <u>飯塚市立図書館頼田館</u></p> <p>ア 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>イ 土曜日及び日曜日</p> <p>ウ 休日(アに掲げる期間を除く。)</p>

エ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間

オ 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

エ 館内整理日 毎月、教育委員会が別に定める日及び1月4日

オ 蔵書点検期間 毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、その出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に相当すると認められるときは、<u>40万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条～第3条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、その出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に相当すると認められるときは、<u>40万4,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第13条 (略)</p>

飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

都市計画法施行令の一部が改正されたことに伴い、公園等の設置が義務付けられる開発行為の面積の最低限度について、その基準を緩和するため、本案を提出するものである。

飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第3項及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第29条の2第2項第1号及び第3号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第3条 法第33条第3項の規定による政令第25条第6号に関する技術的細目において定められた公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和は、政令第29条の2第2項第3号イで定める基準により、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(基準の特例)

2 この条例の施行の日前に受理された法第29条第1項の規定による申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。

契約の締結(下三緒排水ポンプ場新設(機械設備)工事)

下三緒排水ポンプ場新設(機械設備)工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 下三緒排水ポンプ場新設(機械設備)工事
- 2 工事場所 飯塚市 下三緒 地内
- 3 契約金額 269,170,000円
- 4 受注者 福岡県飯塚市柏の森488番地1
コースイ株式会社
代表取締役 鶴田 泰三
- 5 契約の方法 指名競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事
工 期	本契約として認められた日から令和5年3月28日まで
予 定 価 格 （ A ）	283,610,800 円 （うち消費税 25,782,800 円） (257,828,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	260,921,100 円 （うち消費税 23,720,100 円） (237,201,000 円 税抜)
落 札 額 （ B ）	269,170,000 円 （うち消費税 24,470,000 円） (244,700,000 円 税抜)
落 札 率 （ B / A ） (少数点第3位以下切捨)	94.90 %
落 札 者 名	コースイ株式会社
入 札 日	令和3年10月19日

入札参加業者名(指名競争入札)

株式会社 東生	コースイ株式会社	サノ・テクノ株式会社
株式会社 オカベ工事		

工事請負議案資料

工 事 名	下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事	
工 事 場 所	飯塚市 下三緒 地内	
工 期	本契約として認められた日から 令和 5 年 3 月 28 日まで	
工 事 概 要	ポンプゲート設備（2 m ³ /s）	2 門
	除塵機設備	2 基
	機械設備設置工（労務費）	1 式

ポンプゲート（ポンプ部）

（１）仕様明細

台 数	2 台
形 式	横軸水中軸流ポンプ(全速全水位型同等規格)
設置場所	屋外
口 径	1 0 0 0 mm
全 揚 程	3. 6 m
吐 出 量	1 2 0 m ³ /m i n/台
液 質	雨水
液 温	常温
原 動 機	乾式水中誘導電動機
原動機出力	1 3 2 k W程度
始動方式	特殊コンドルファ始動
運転方式	水位による自動運転

ポンプゲート（ゲート部）

（１）仕様明細

数 量	2 門
形 式	鋼製ローラゲート
水密方式	前面四方ゴム水密
呑口寸法	巾 2 4 0 0 mm×有効高 2 0 0 0 mm
設計水深	外水位 1 8. 0 9 内水位 1 2. 3 5 m
操作水深	(開時) 外水位 1 5. 5 0 内水位 1 6. 5 0 (閉時) 外水位 1 9. 5 9 内水位 1 6. 5 0
開閉方式	電動ラック式
開閉速度	0. 3 m/min程度
動 力	1. 2 k w程度 AC 4 0 0 V、6 0 H z
水 質	雨水

除塵設備

(1) 仕様明細

台 数	2基
形 式	引上式除塵機（背面降下前面掻揚式）
水路幅	2750mm
水路高さ	4150mm
レーキ速度	5.0m/min程度
有効目幅	50mm
傾斜角度	75°
設計水位差	1.0m
引上装置	電動ワイヤードラム式
引上速度	1.0m/min程度

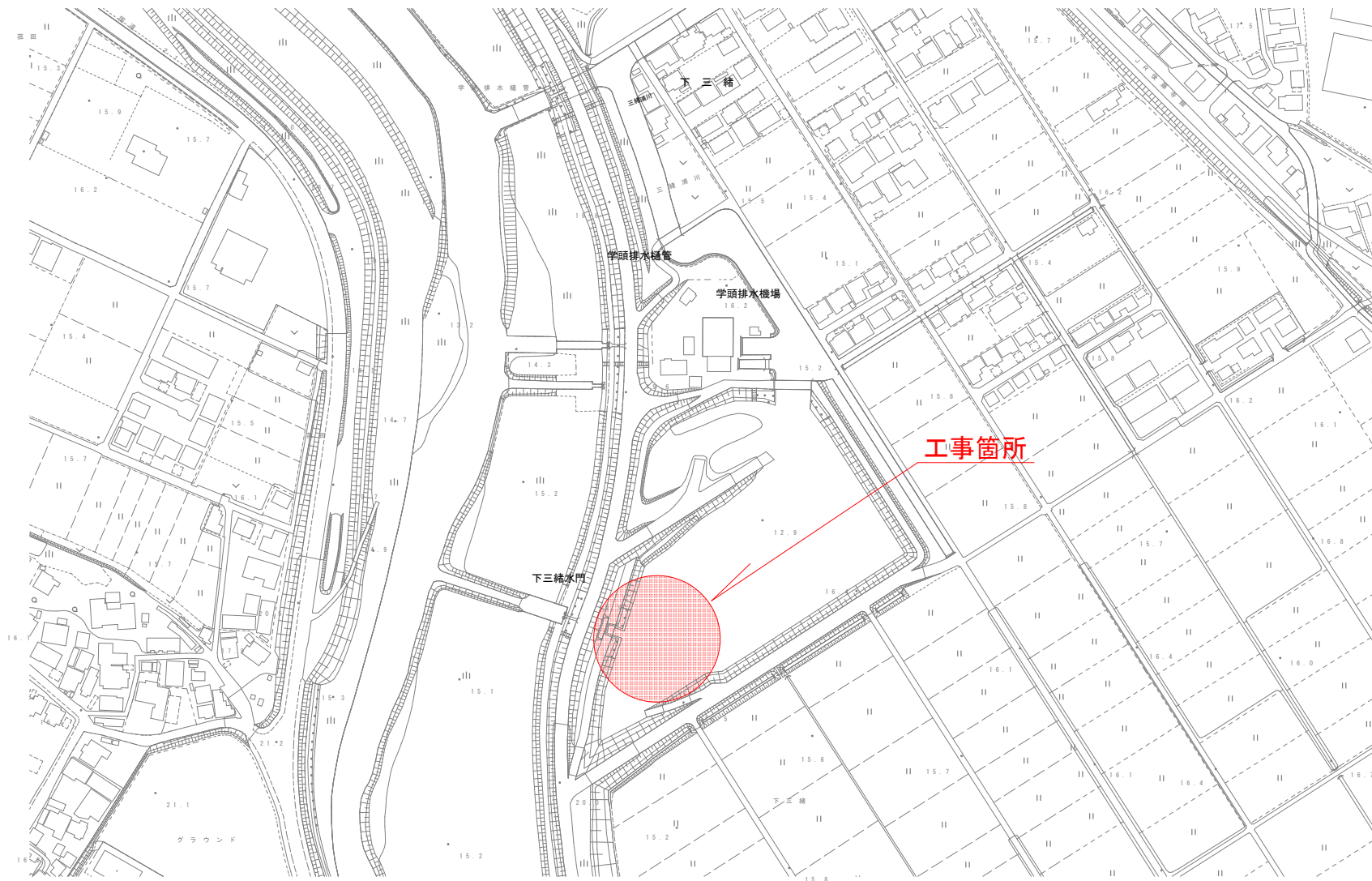
(2) 電動機

形 式	全閉外扇形
仕 様	2.2kW程度（除塵機本体） 1.5kW程度（引上装置）
電 源	AC400V、60Hz、4P

(3) 付属品

ステンレス製底開き式コンテナ（台車付）	4台
基礎アンカーボルト、ナット	1式

下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事 位置図



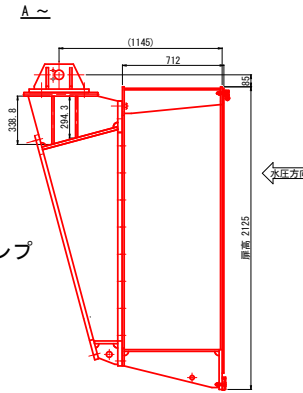
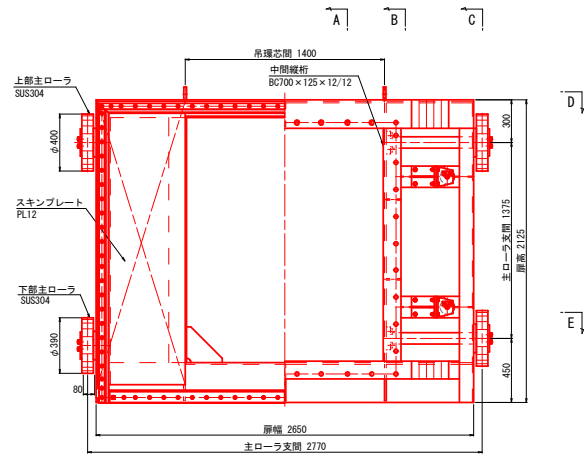
ポンプゲート扉体組立図 S=1:15

(参考図)

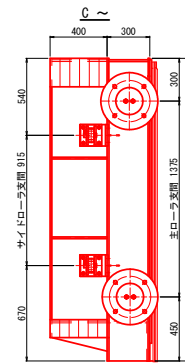
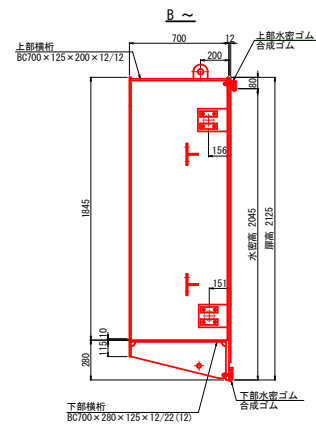
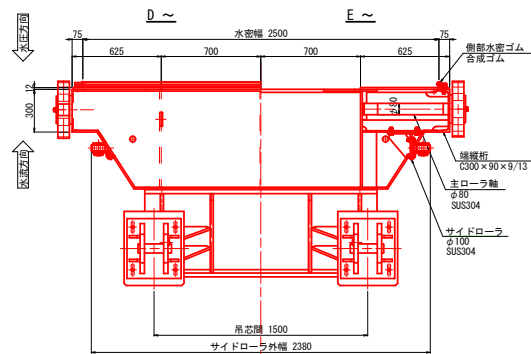
1. 本図は1門分を示す。製作数は2門分。
2. 特記なき材質はSS400とする。

背面図

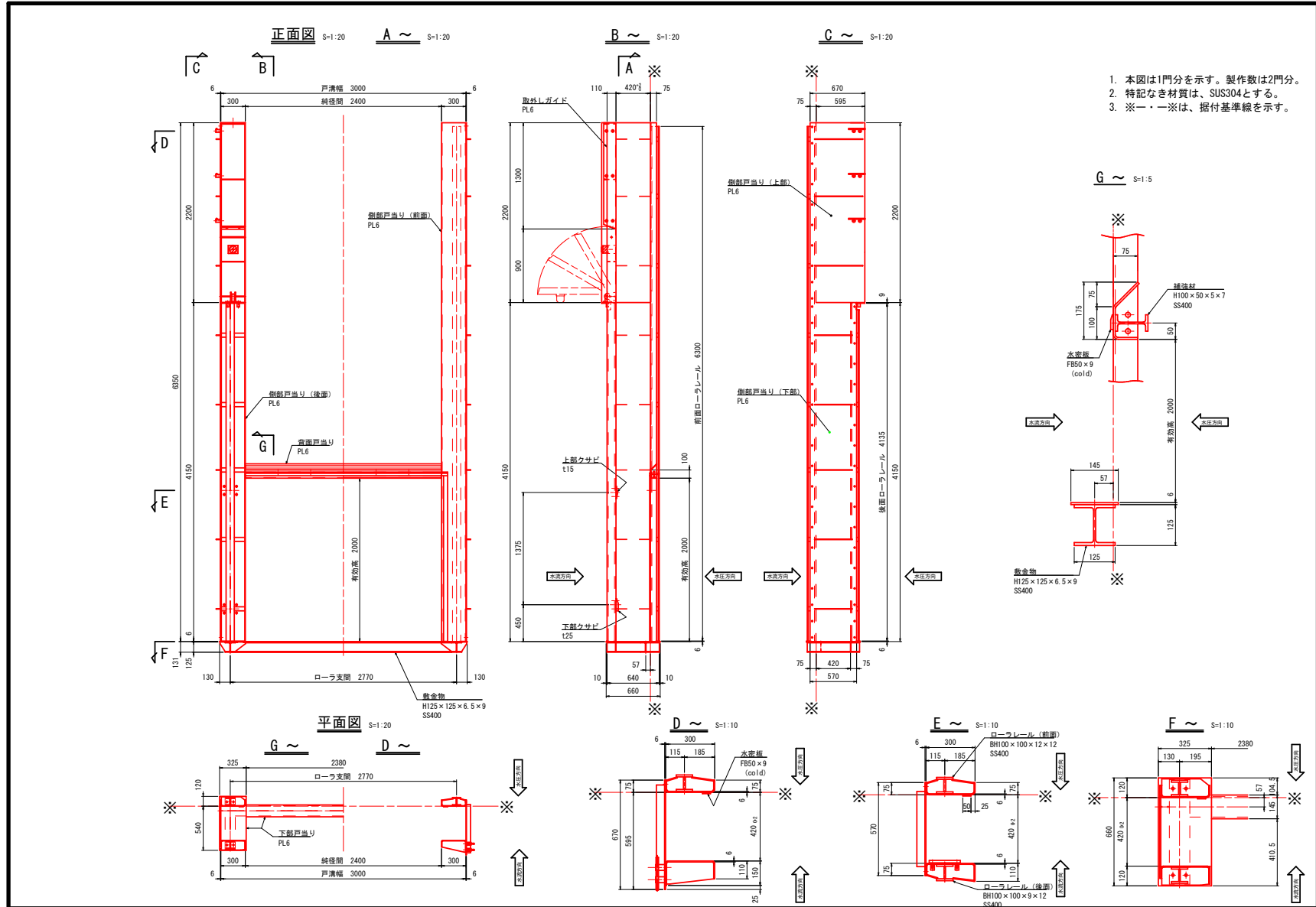
正面図



平面図

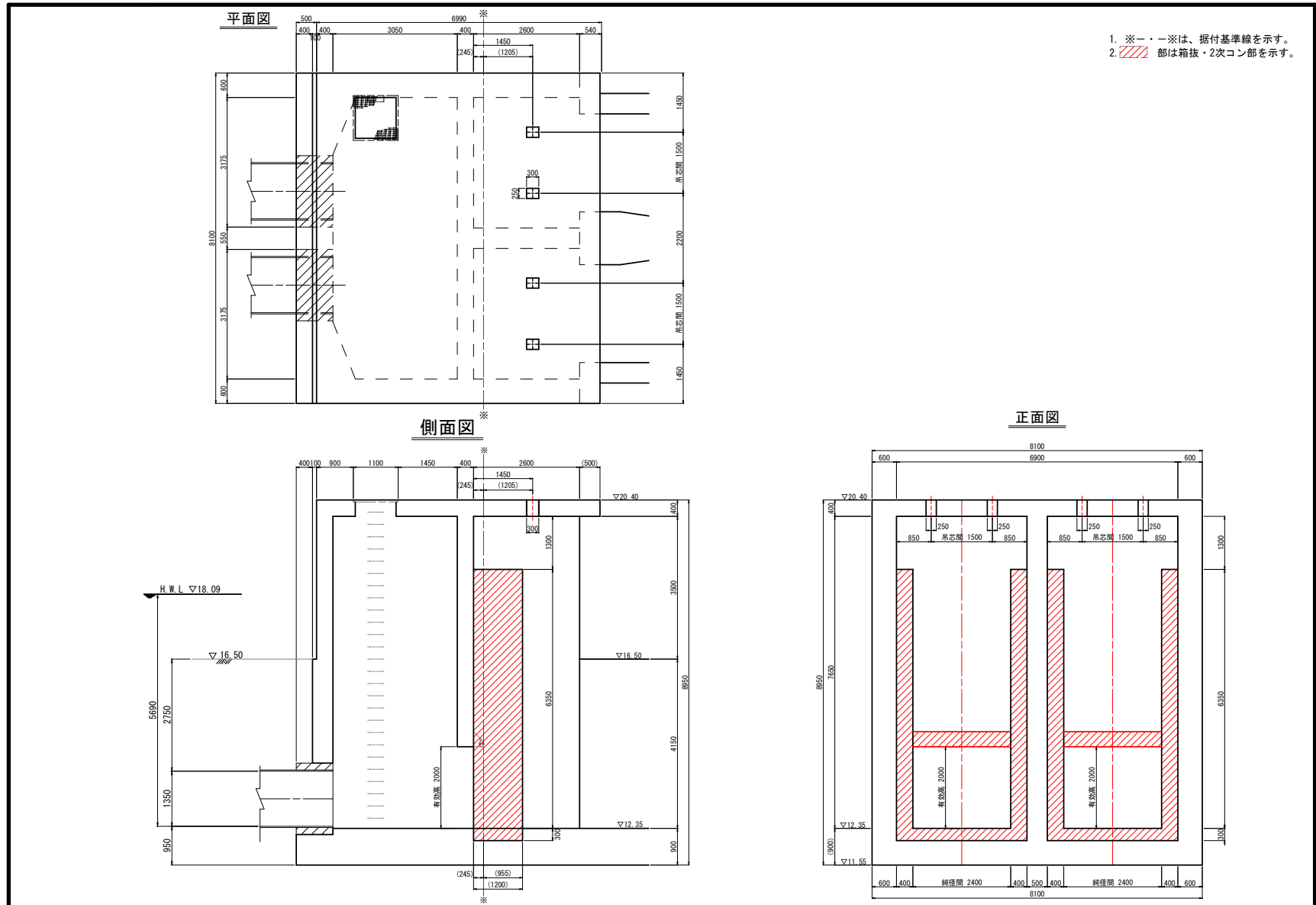


ポンプゲート戸当金物組立図 (参考図)



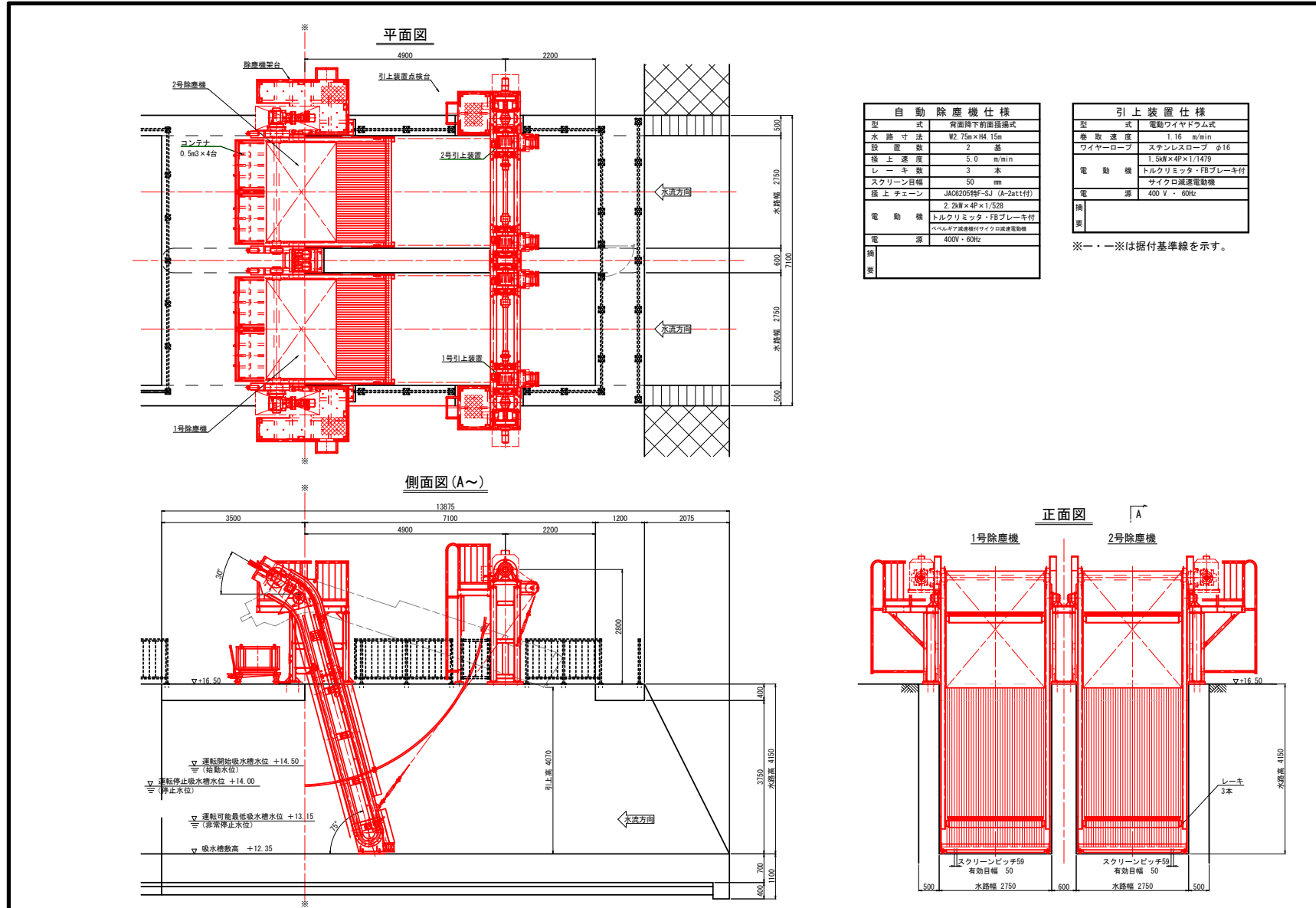
ポンプゲート箱抜図 S=1:40

(参考図)



除塵設備一般図 S=1:40

(参考図)



型式	背面降下前面排揚式
水路寸法	W2.75m×H4.15m
設置数	2基
送上速度	5.0 m/min
レーキ数	3本
スクリーン目幅	50 mm
送上チェーン	JAC6205特F-SJ (A-2att付)
電動機	トルクリミッタ・FBブレーキ付 ペブルリア減速機付サイクロ減速電動機
電源	400V・60Hz

型式	電動ワイヤドラム式
巻取速度	1.16 m/min
ワイヤロープ	ステンレスロープ φ16
	1.5kN×4P×1/1479
電動機	トルクリミッタ・FBブレーキ付 サイクロ減速電動機
電源	400V・60Hz

※---※は据付基準線を示す。

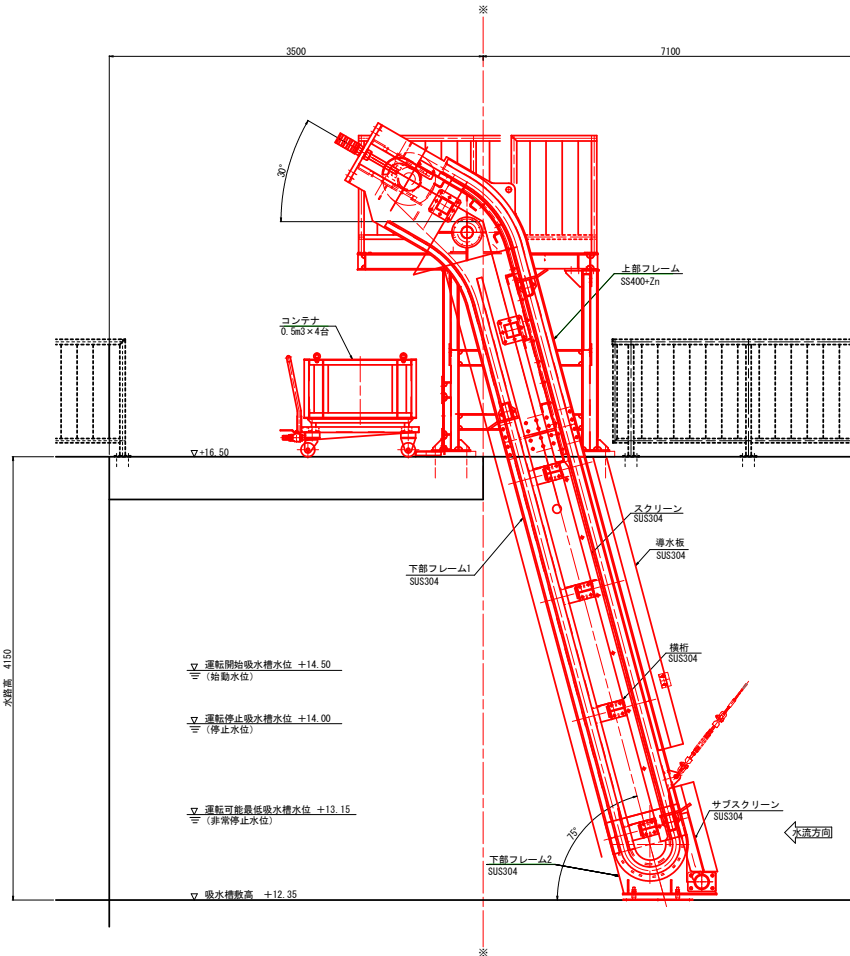
除塵機組立図 S=1:20

(参考図)

自動除塵機仕様	
型式	背面降下前部掻揚式
水路寸法	W2.75m×H4.15m
設置数	2基
掻上速度	5.0 #/min
レーキ数	3本
スクリーン目幅	50 mm
掻上チェーン	JA0205特F-SJ (A-2att付)
電動機	2.2kW×4P×1/528 トルクリミッター・FBブレーキ付
電源	ペレギア減速機付サイクロ減速電動機 400V・60Hz
備考	

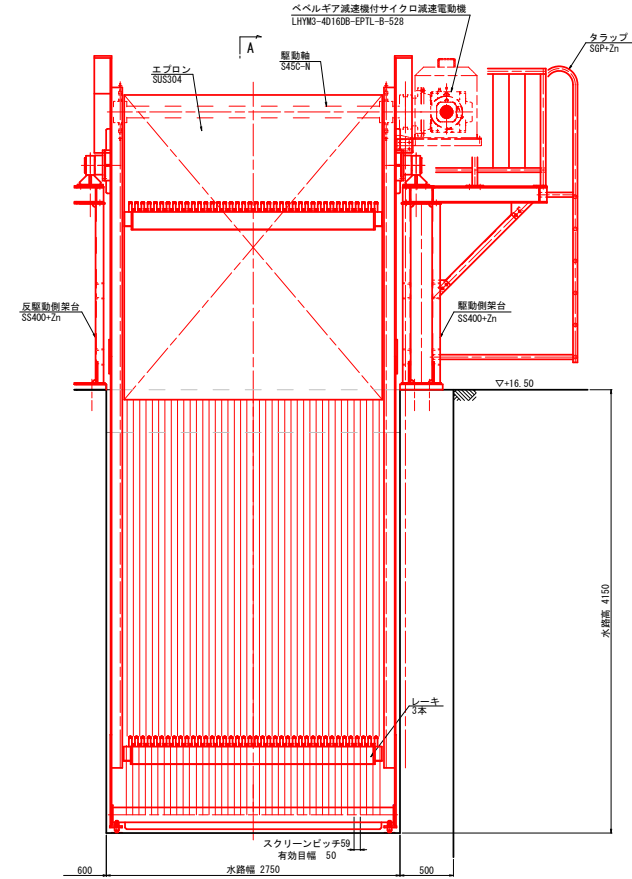
※--※は据付基準線を示す。

側面図(A~)



正面図

2号除塵機



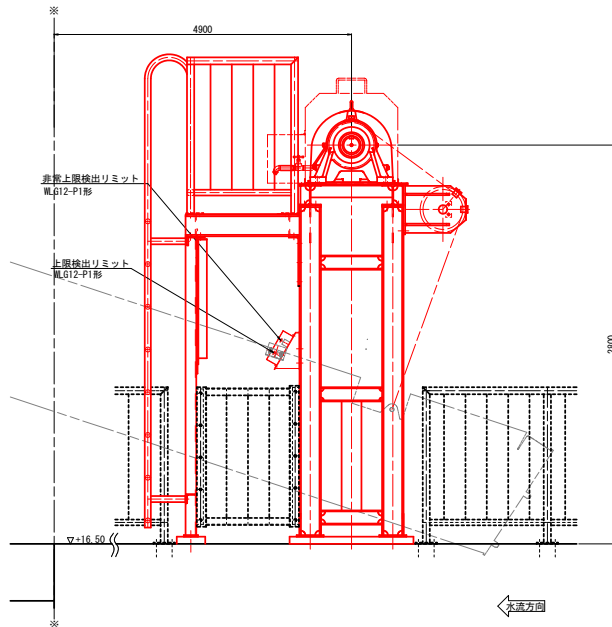
引上装置組立図 S=1:15

(参考図)

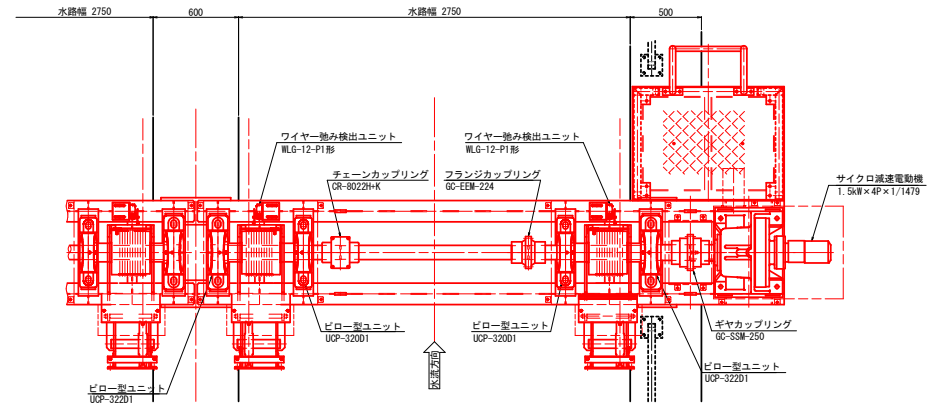
引上装置仕様	
型式	電動ワイヤドラム式
巻取速度	1.16 m/min
ワイヤロープ	ステンレスロープ φ16 1.5kN×4P×1/1479
電動機	トルクリミッター・FBブレーキ付 サイクロ減速電動機
電源	400 V・60Hz
備考	

※・・※は据付基準線を示す。

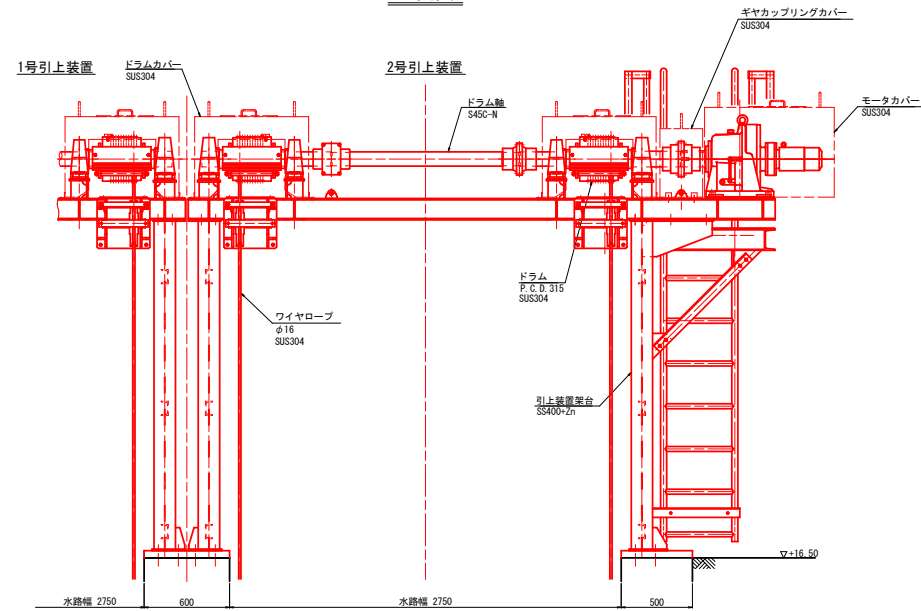
断面図



平面図



正面図



契約の締結(文化会館大規模改修工事)

文化会館大規模改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 文化会館大規模改修工事
- 2 工事場所 飯塚市 飯塚 地内
- 3 契約金額 1,977,800,000円
- 4 受注者 福岡県福岡市中央区大名一丁目8番10号
株式会社 安藤・間 九州支店
執行役員支店長 五所 久和
- 5 契約の方法 随意契約

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

見積結果

工 事 名	文化会館大規模改修工事
工 期	本契約として認められた日から令和5年4月28日まで
予 定 価 格 (A)	2,082,300,000 円 (うち消費税 189,300,000 円) (1,893,000,000 円 税抜)
見 積 金 額 (B)	1,977,800,000 円 (うち消費税 179,800,000 円) (1,798,000,000 円 税抜)
見積金額(B) / 予定価格(A) (少数点第3位以下切捨)	94.98 %
請 負 業 者 名	株式会社 安藤・間 九州支店
決 定 日	令和3年11月10日

工 事 概 要

工 事 名 文化会館大規模改修工事

工 期 本契約として認められた日から 令和 5 年 4 月 28 日まで

施 設 概 要 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

地下 1 階、地上 4 階建

延床面積 17,455 m²

大ホール天井耐震化 . . . 861 m²

中ホール天井耐震化 . . . 466 m²

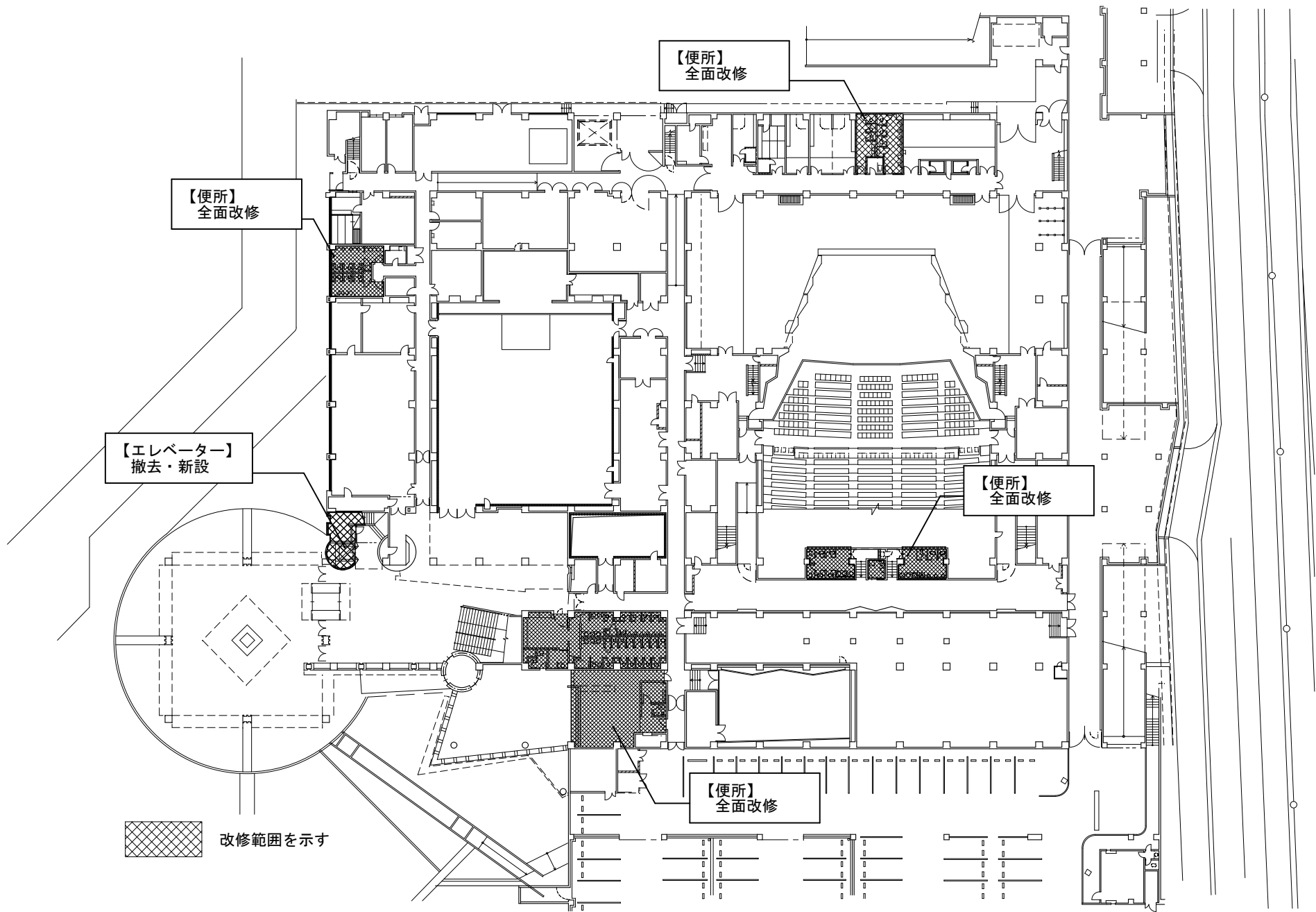
エントランス、ホワイエ天井耐震 . . . 1,001 m²

老朽化した設備機器の更新 . . . 一式

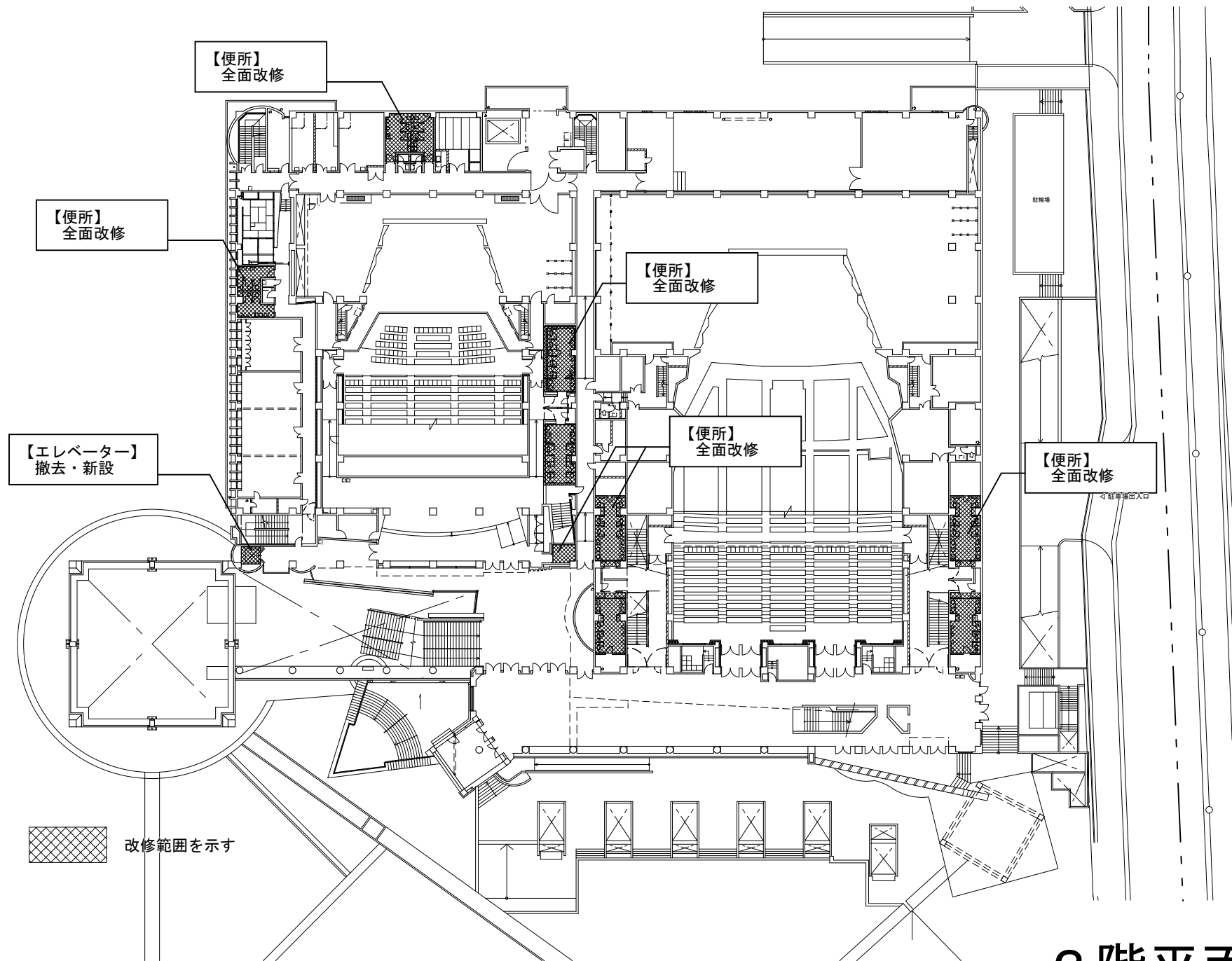


工事場所

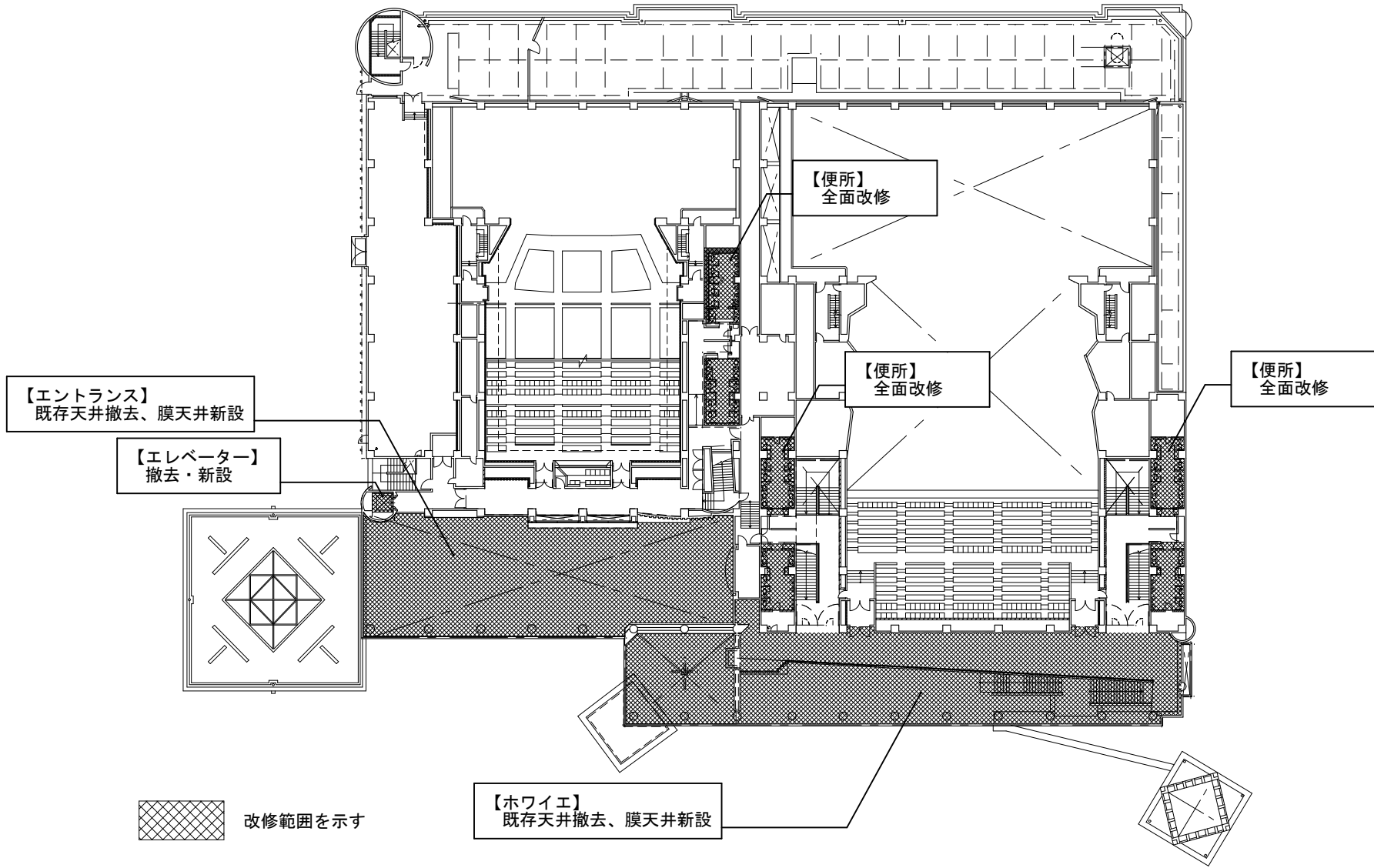
付近見取図
文化会館大規模改修工事



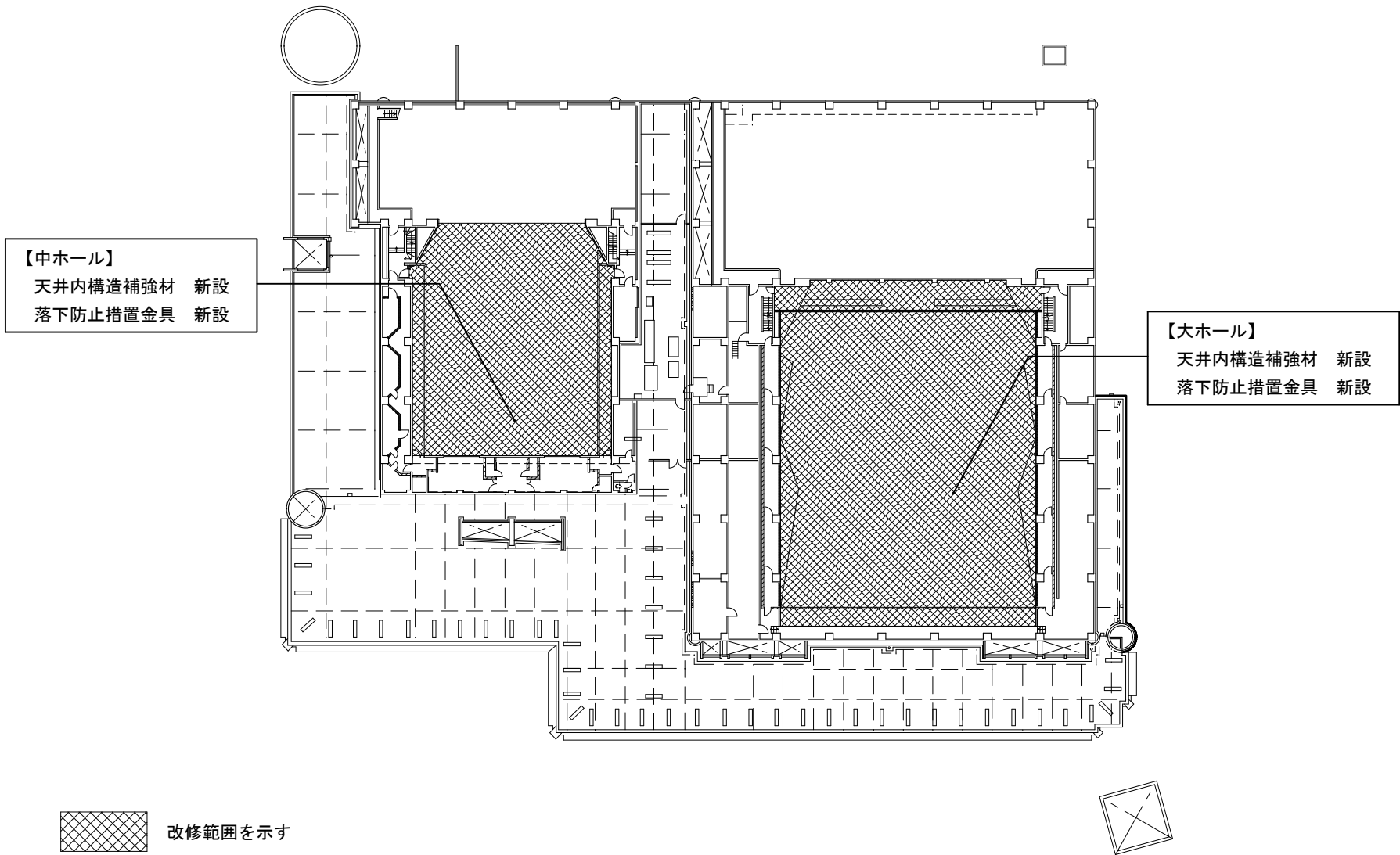
1階平面図



2階平面図

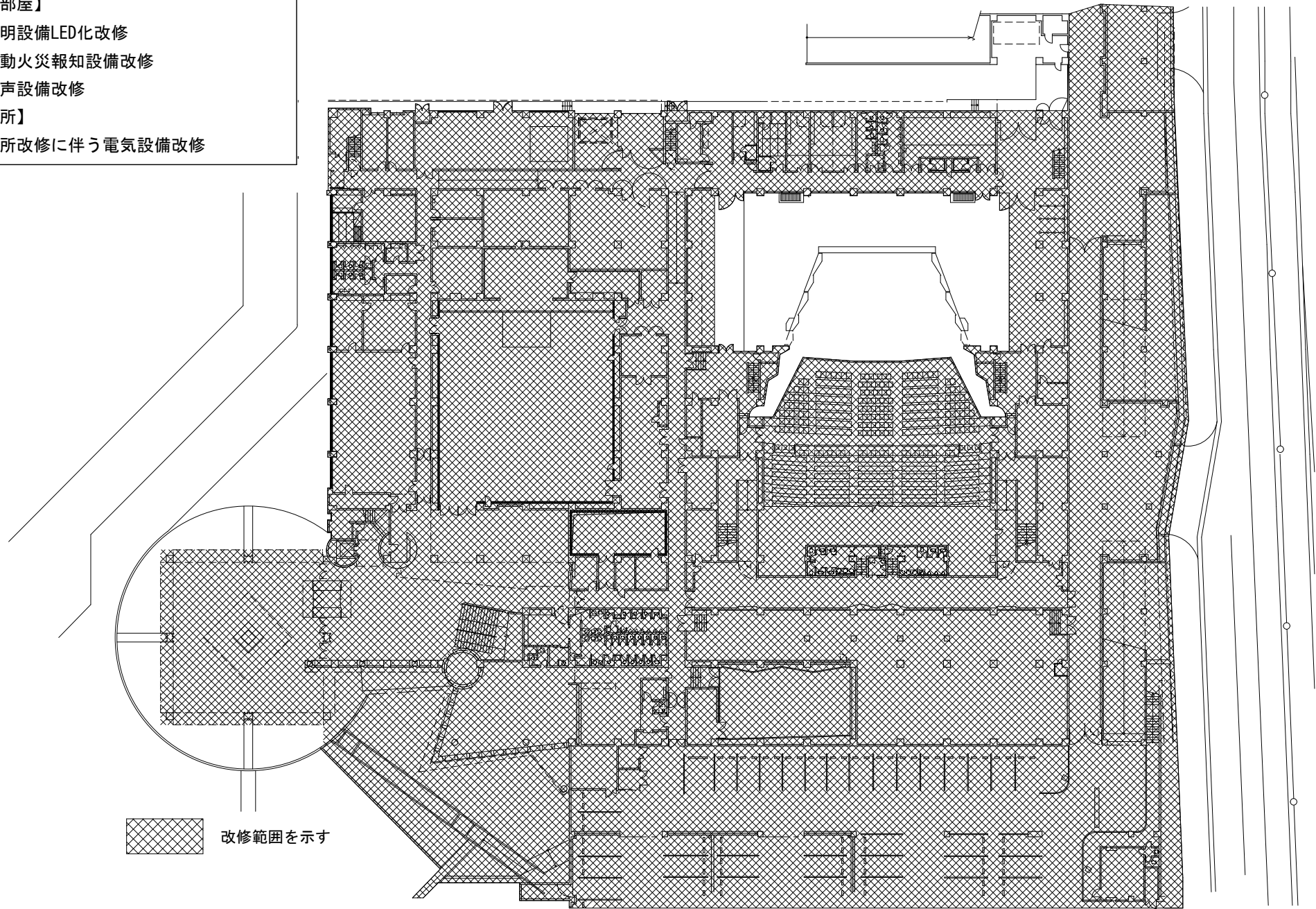


3階平面図



4階平面図

- 【全部屋】
 - 照明設備LED化改修
 - 自動火災報知設備改修
 - 拡声設備改修
- 【便所】
 - 便所改修に伴う電気設備改修



電気設備工事

1階平面図

【全部屋】

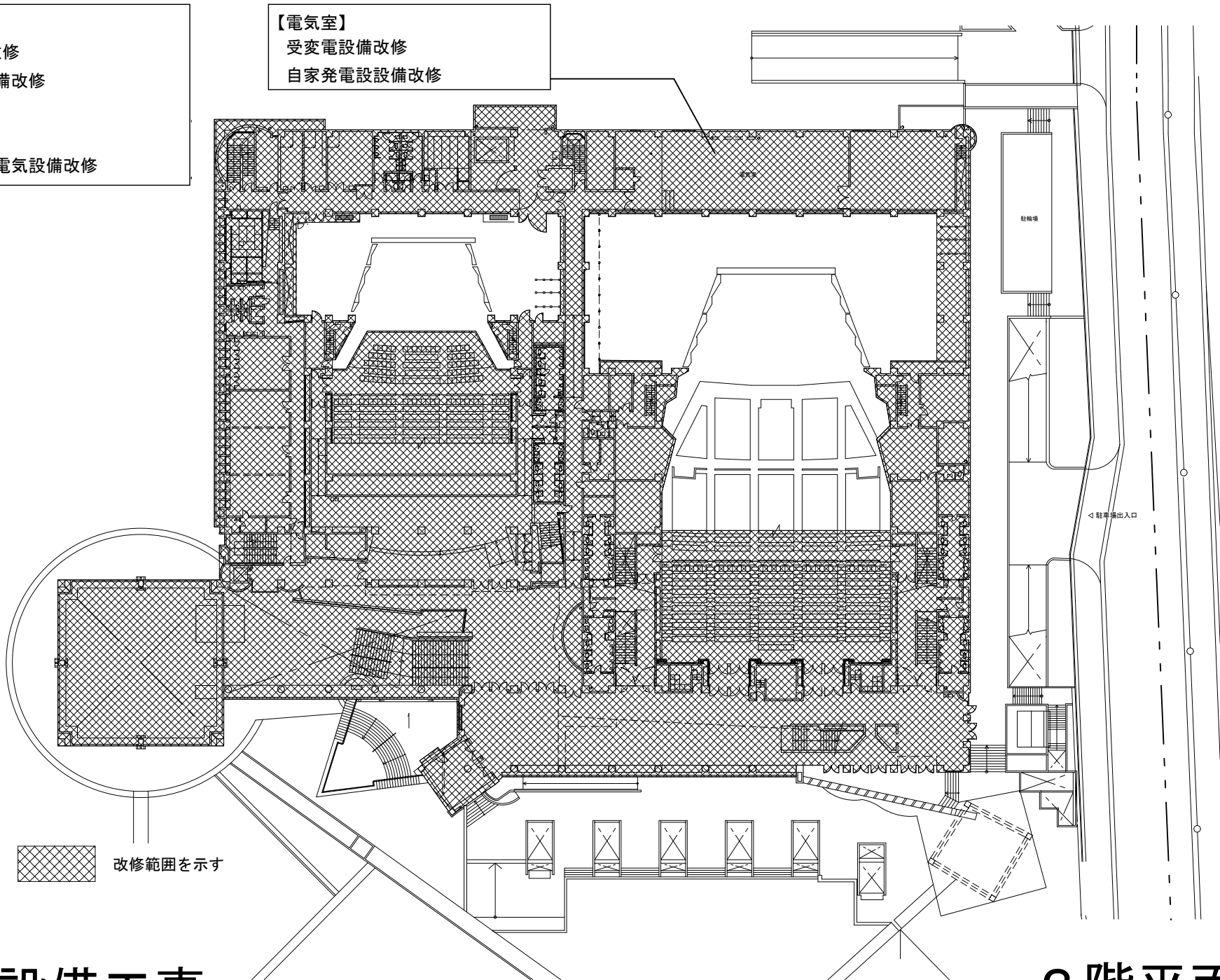
- 照明設備LED化改修
- 自動火災報知設備改修
- 拡声設備改修

【便所】

- 便所改修に伴う電気設備改修

【電気室】

- 受変電設備改修
- 自家発電設備改修



電気設備工事

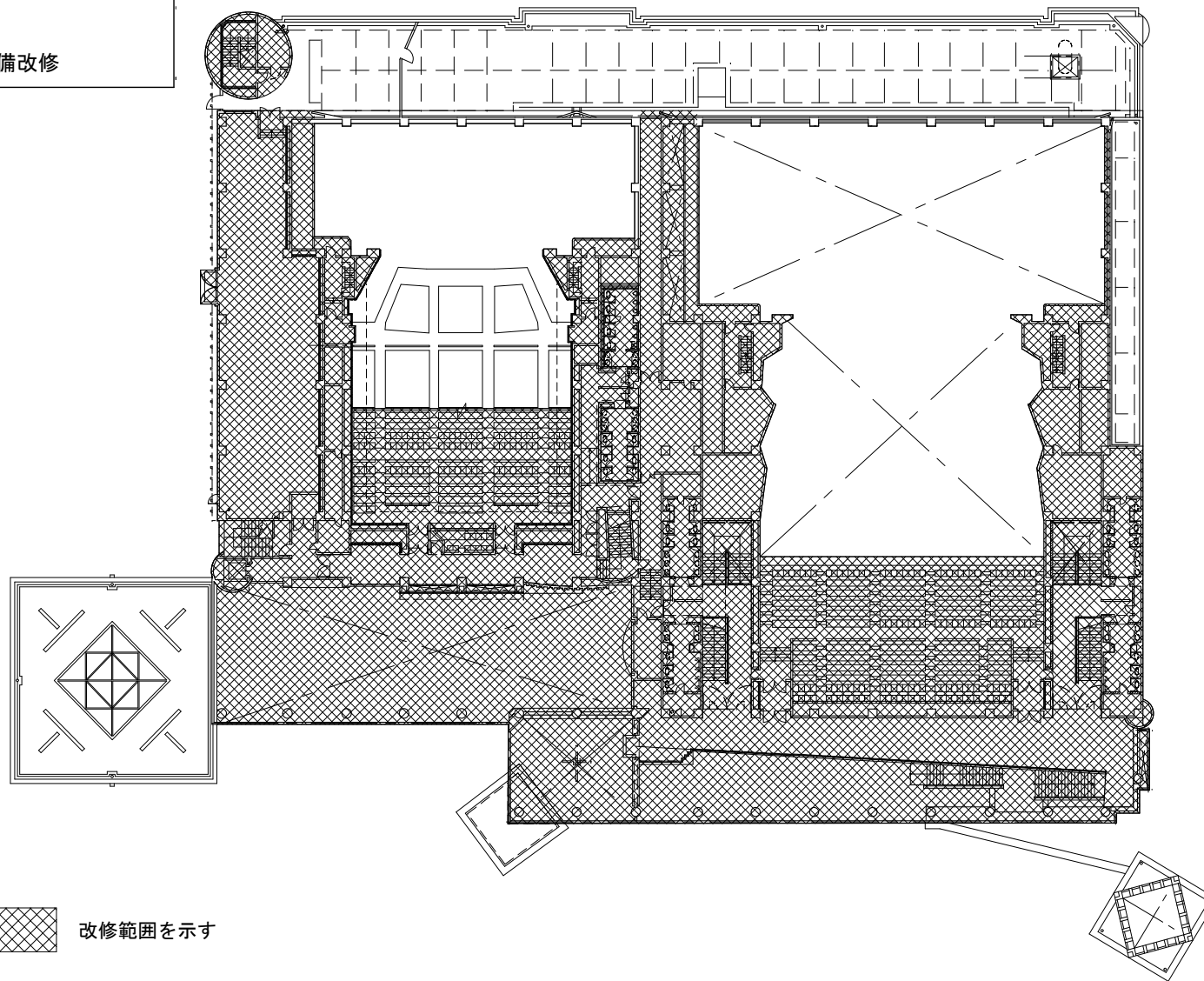
2階平面図

【全部屋】

- 照明設備LED化改修
- 自動火災報知設備改修
- 拡声設備改修

【便所】

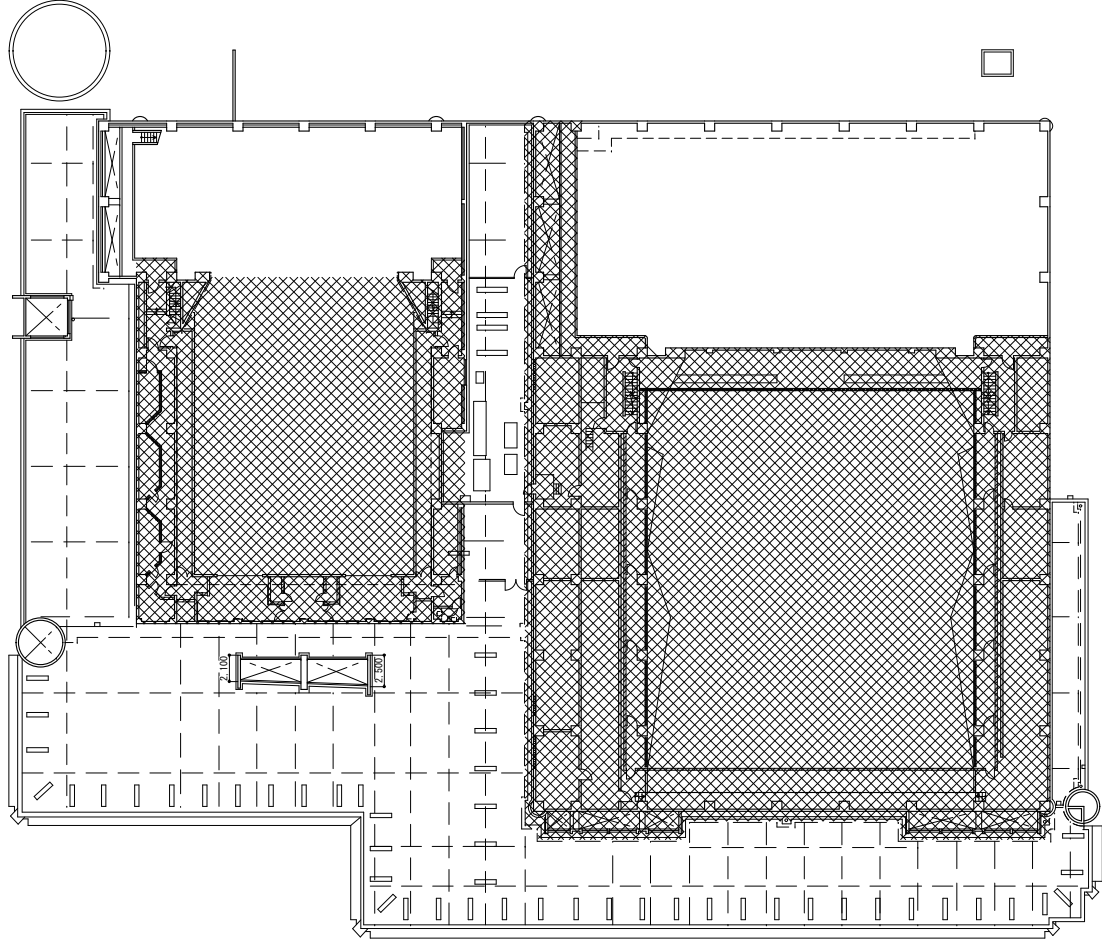
- 便所改修に伴う電気設備改修



電気設備工事

3階平面図

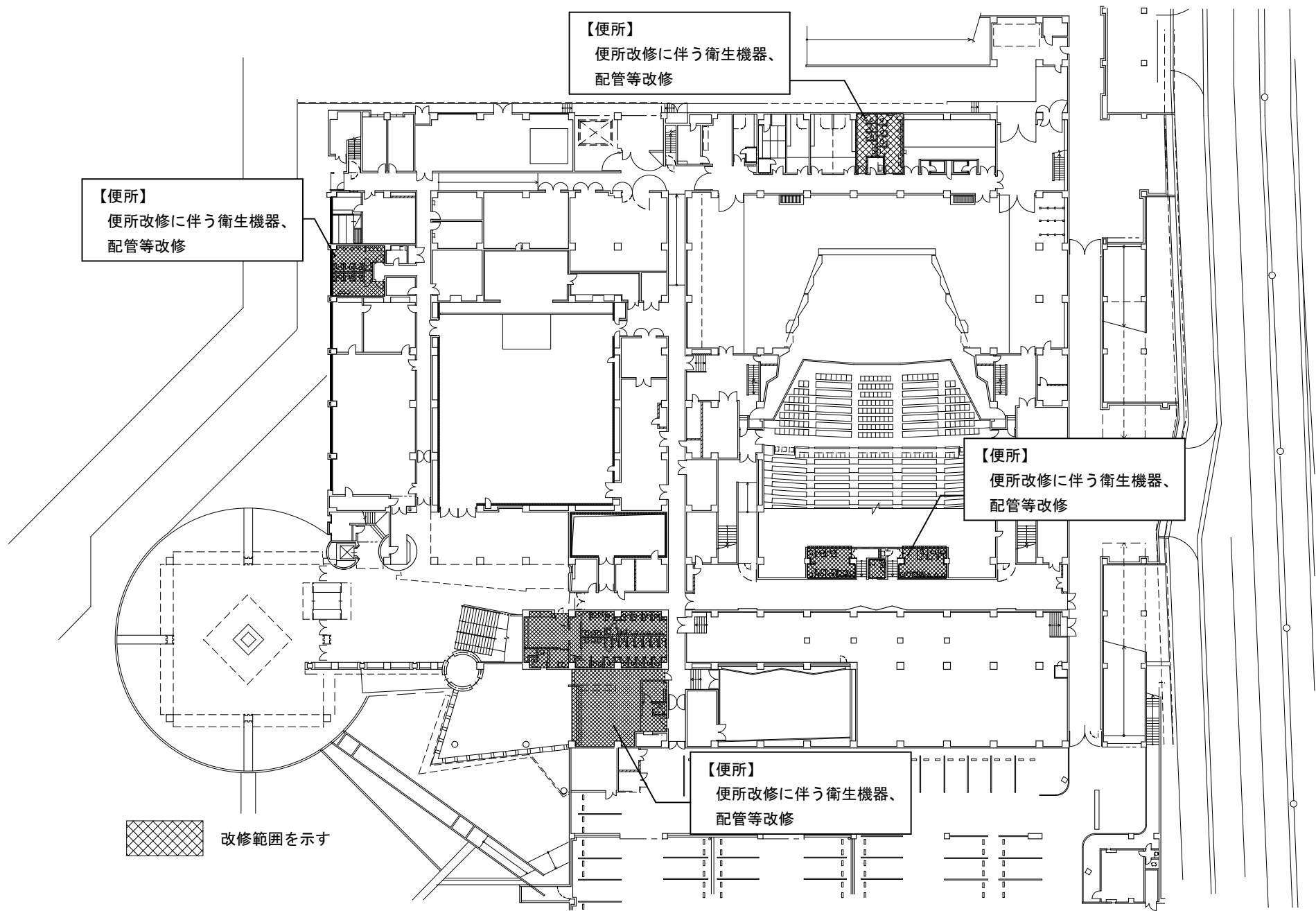
【全部屋】
照明設備LED化改修
自動火災報知設備改修
拡声設備改修



 改修範囲を示す

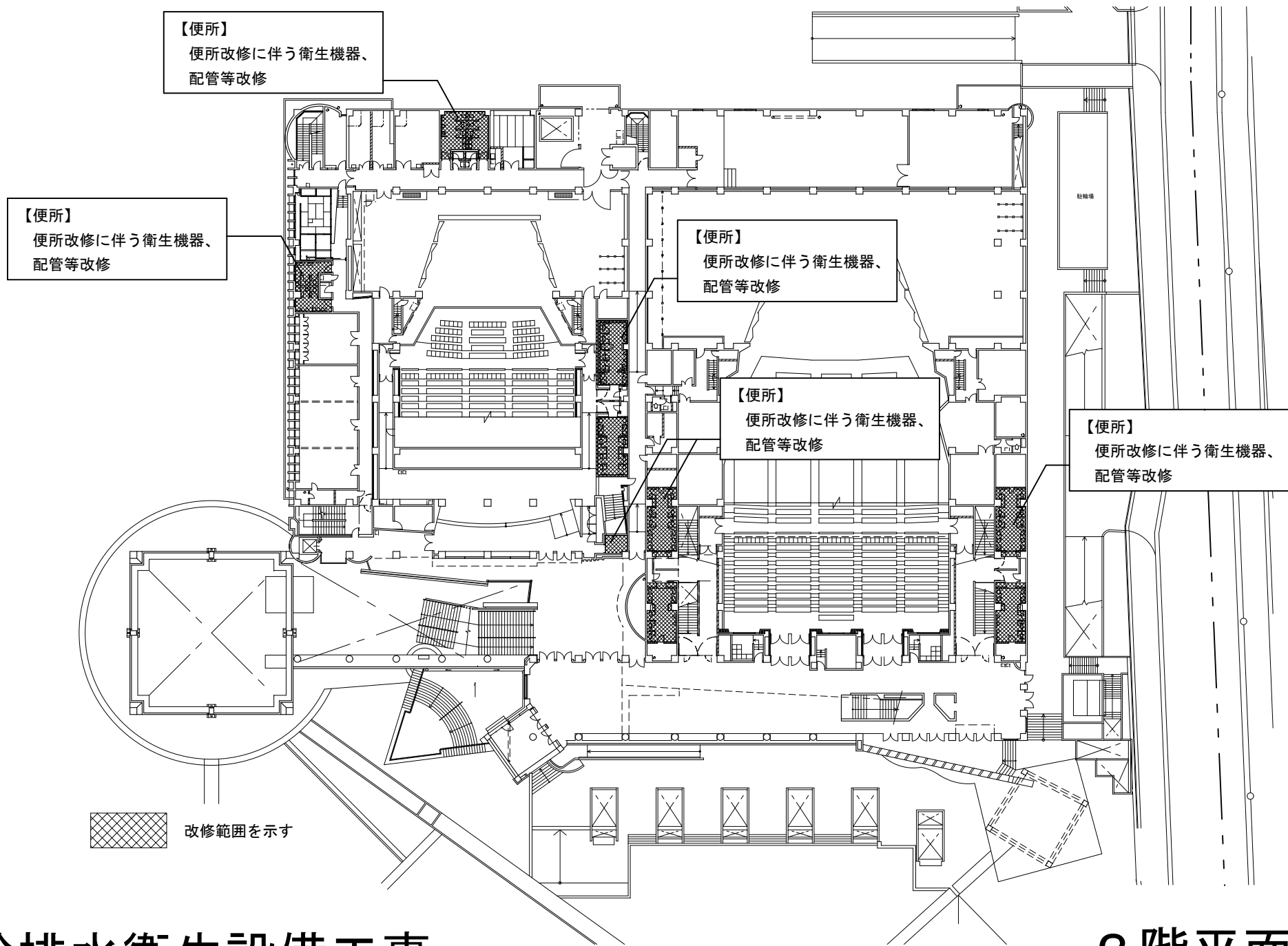
電気設備工事

4階平面図



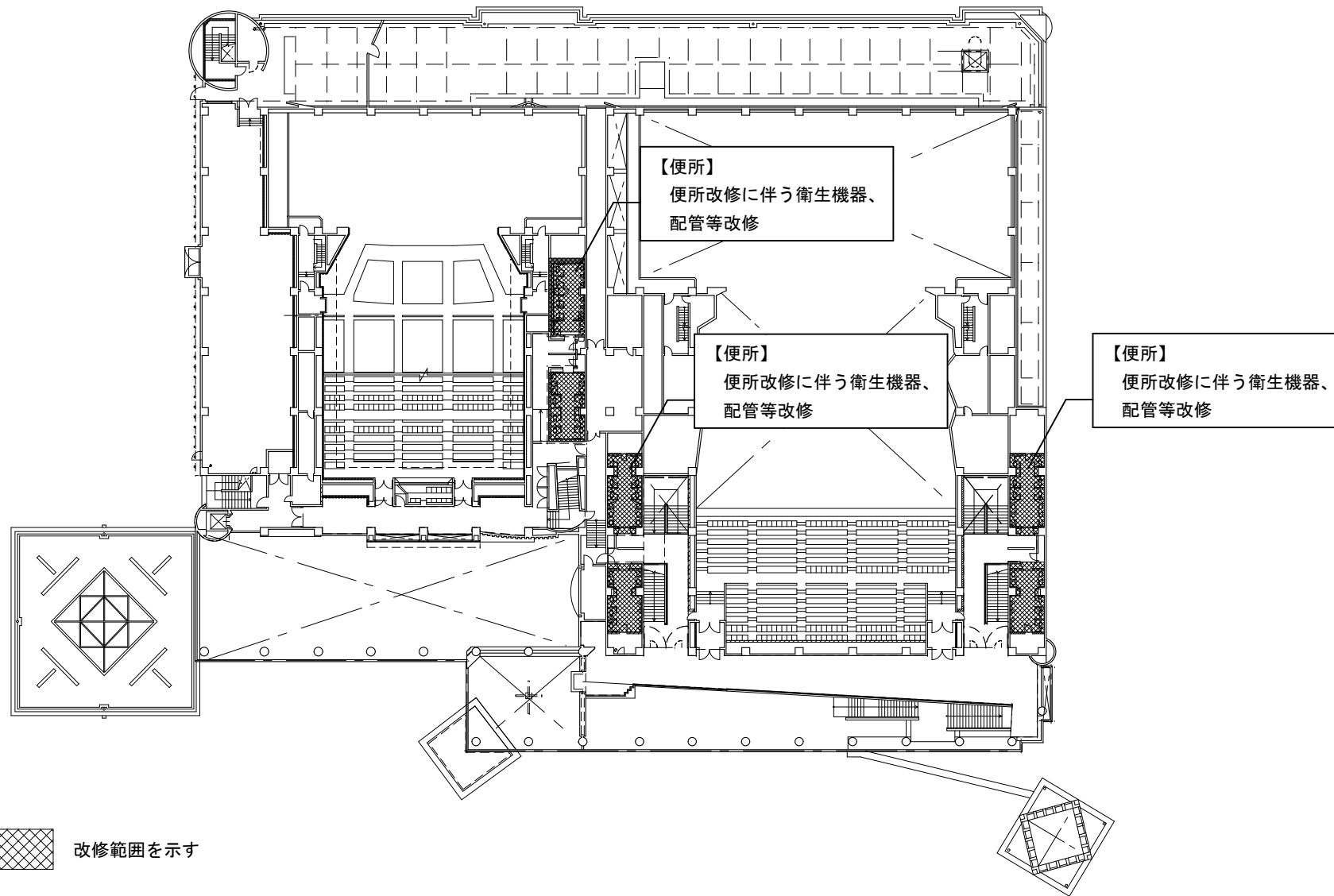
給排水衛生設備工事

1階平面図



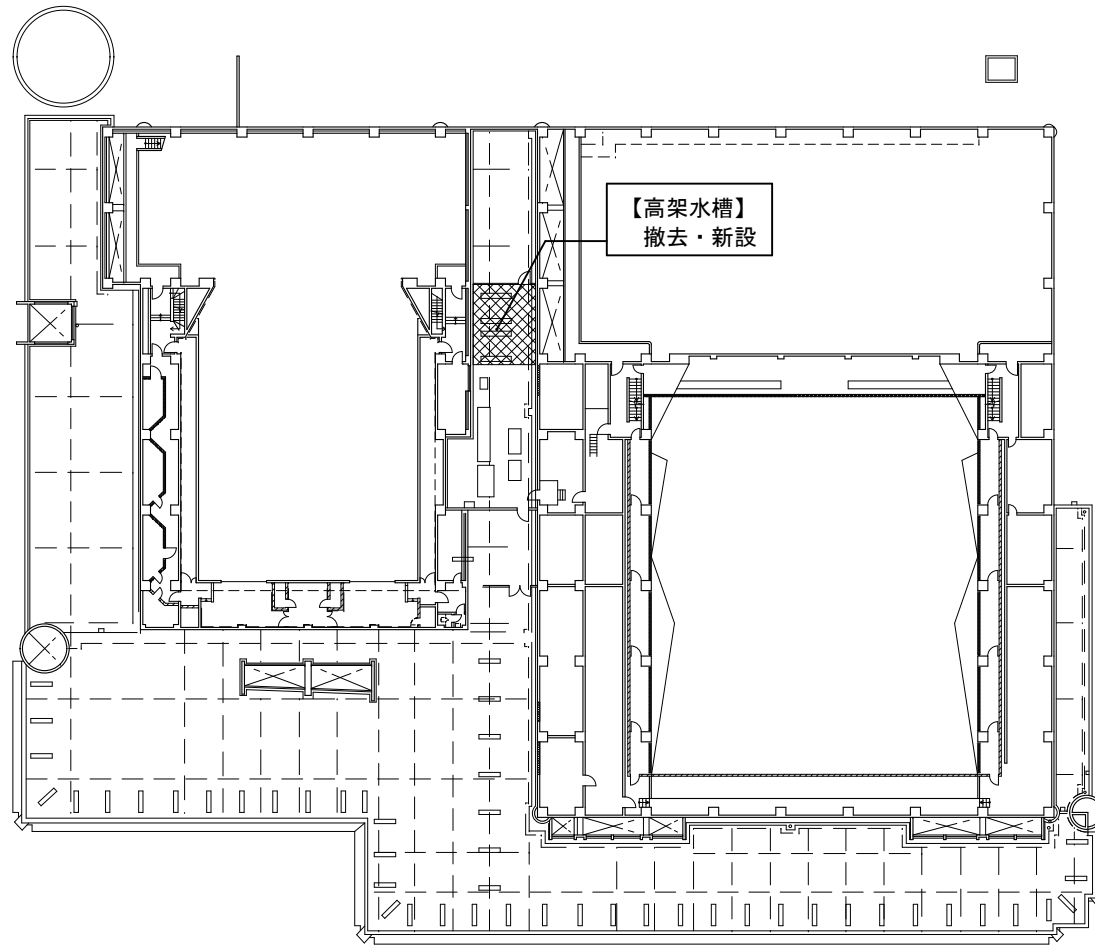
給排水衛生設備工事

2階平面図

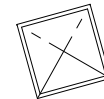


給排水衛生設備工事

3階平面図

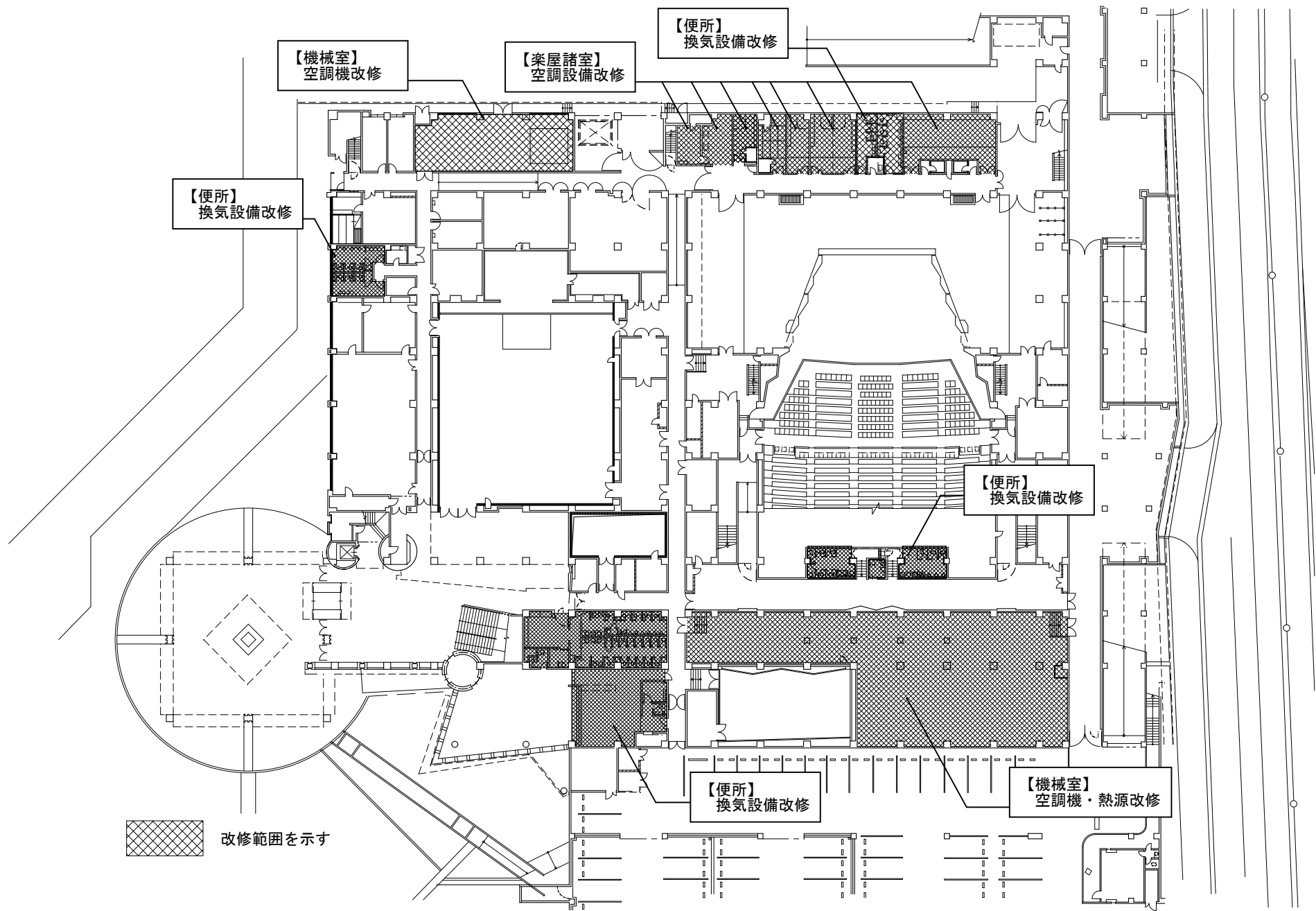


改修範囲を示す



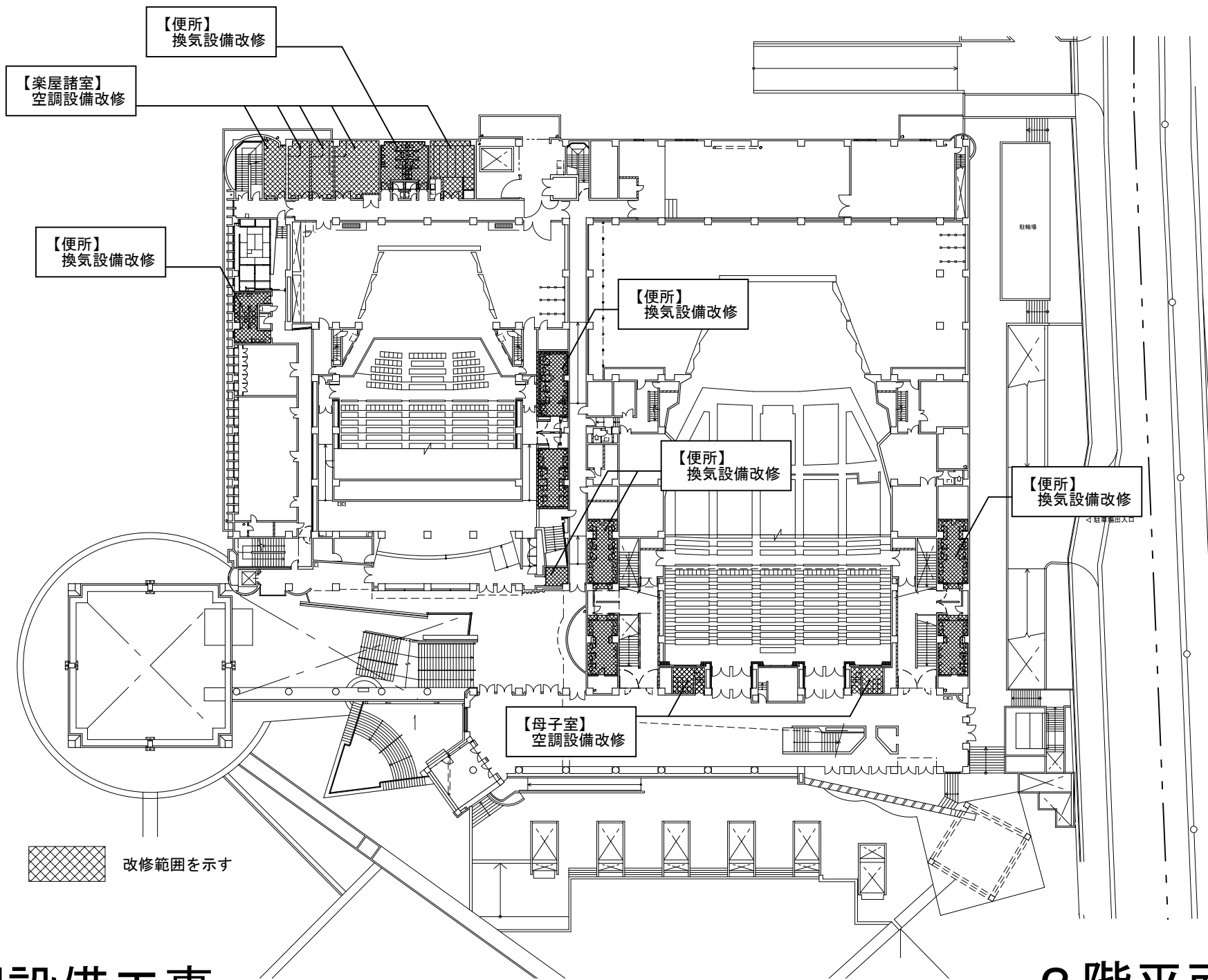
給排水衛生設備工事

4階平面図



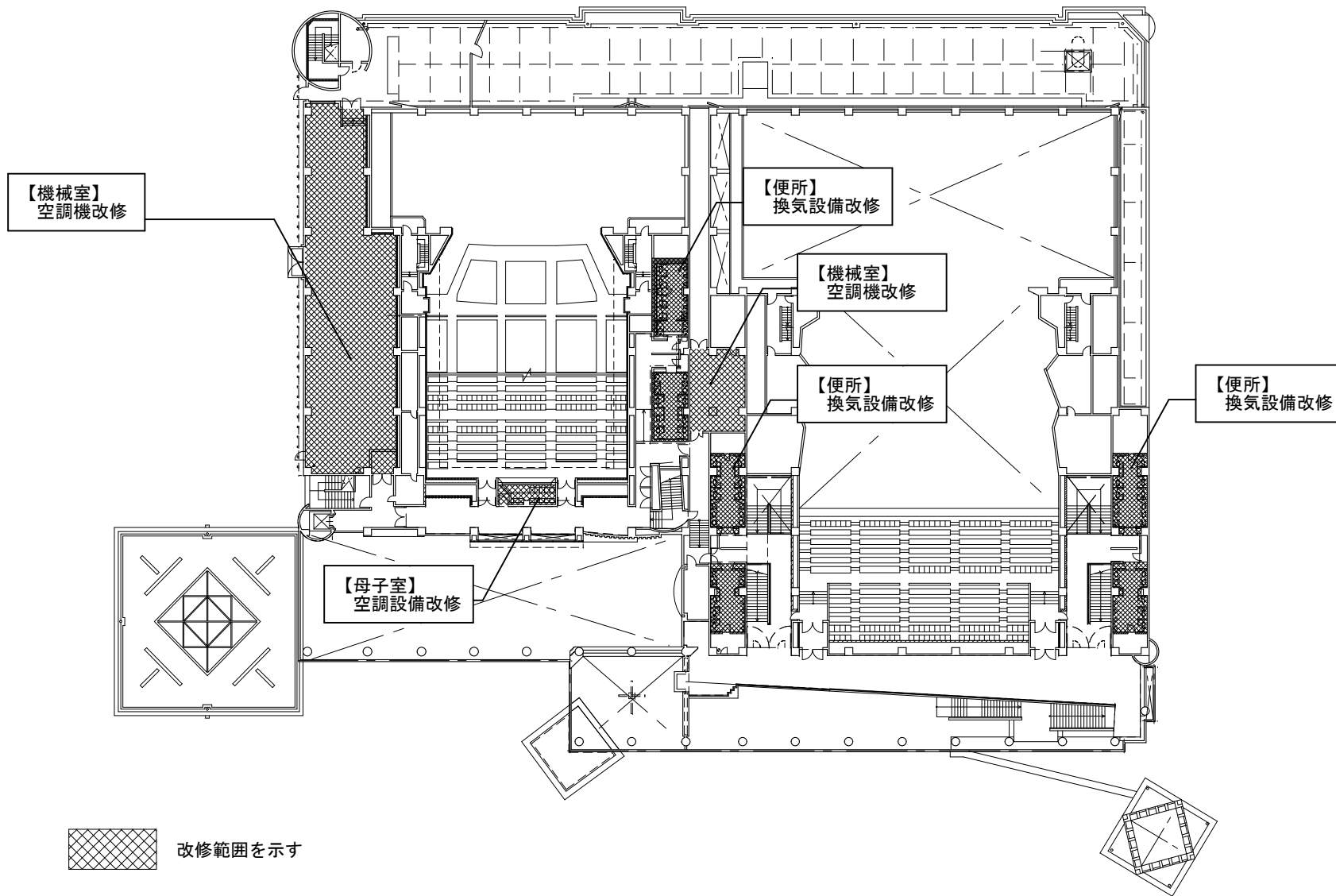
空調設備工事

1階平面図



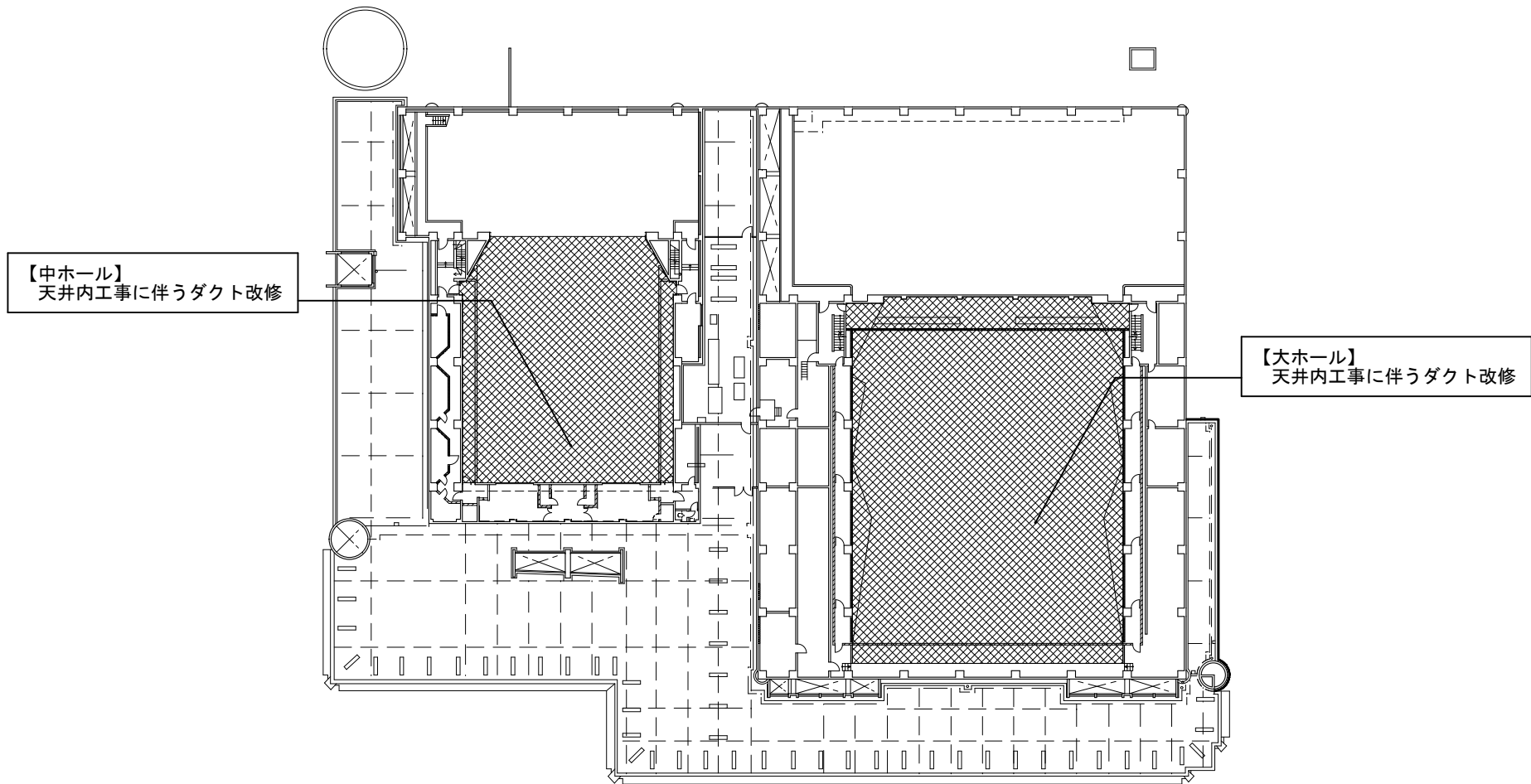
空調設備工事

2階平面図



空調設備工事

3階平面図

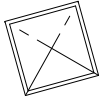


【中ホール】
天井内工事に伴うダクト改修

【大ホール】
天井内工事に伴うダクト改修



改修範囲を示す



空調設備工事

4階平面図

指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
飯塚市新産業創出支援センター
- 2 指定管理者となる団体
団体名 株式会社 福岡ソフトウェアセンター
代表者 代表取締役 高倉 孝
所在地 福岡県飯塚市幸袋526番地1
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間
令和4年4月1日～令和8年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

①施設名称 飯塚市新産業創出支援センター

②所在地 福岡県飯塚市幸袋576番地14

③開設年月日 平成15年4月1日

④規模構造

敷地面積 4,574㎡

延床面積 2,052㎡

構造 鉄骨造3階建て

施設内容

入居施設 企業誘致室、育成支援室、研究開発室

共用施設 ミーティングルーム、コンサルティングルーム、研修室

開放施設 交流ホール、リフレッシュコーナー

附属施設 駐車場74台

⑤業務内容

- ・施設の利用に関する業務
- ・施設の周知に関する業務
- ・使用料の徴収に関する業務
- ・電気使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理等に関する業務
- ・その他の業務

2 指定管理者となる団体の概要

①設立年月日 平成4年4月17日

②主な提案業務内容及び事業計画

- ・人材育成事業 IT技術者向け研修、職業訓練受託、IT技術者等受託研修、地域情報化研修
- ・実践指導事業 ベンチャー企業等に対するインキュベーション施設運営
- ・開発斡旋事業 インターネットプロバイダ事業、システム開発等受託事業
IT人材派遣事業、請負事業、職業紹介事業

3 公募及び選定の概要

(1)公募・非公募の別
公募

(2)地域要件設定の有無
地域要件未設定

(3)応募団体数
1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)
9,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団 体 名		評 価 点 (700点中)
団体名	株式会社 福岡ソフトウェアセンター	417
代表者	代表取締役 高倉 孝	
所在地	福岡県飯塚市幸袋526番地1	

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和3年11月30日提出

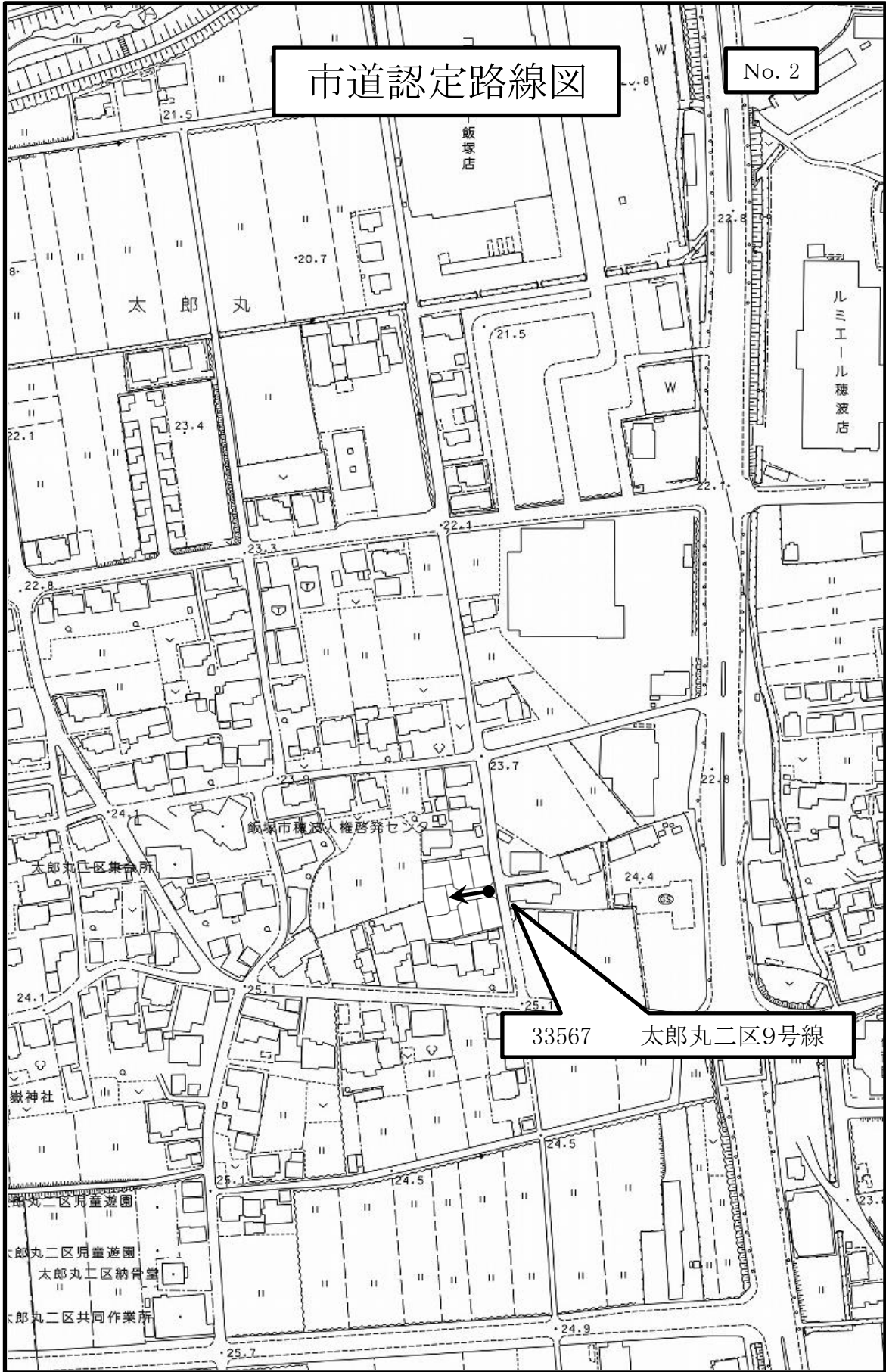
飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

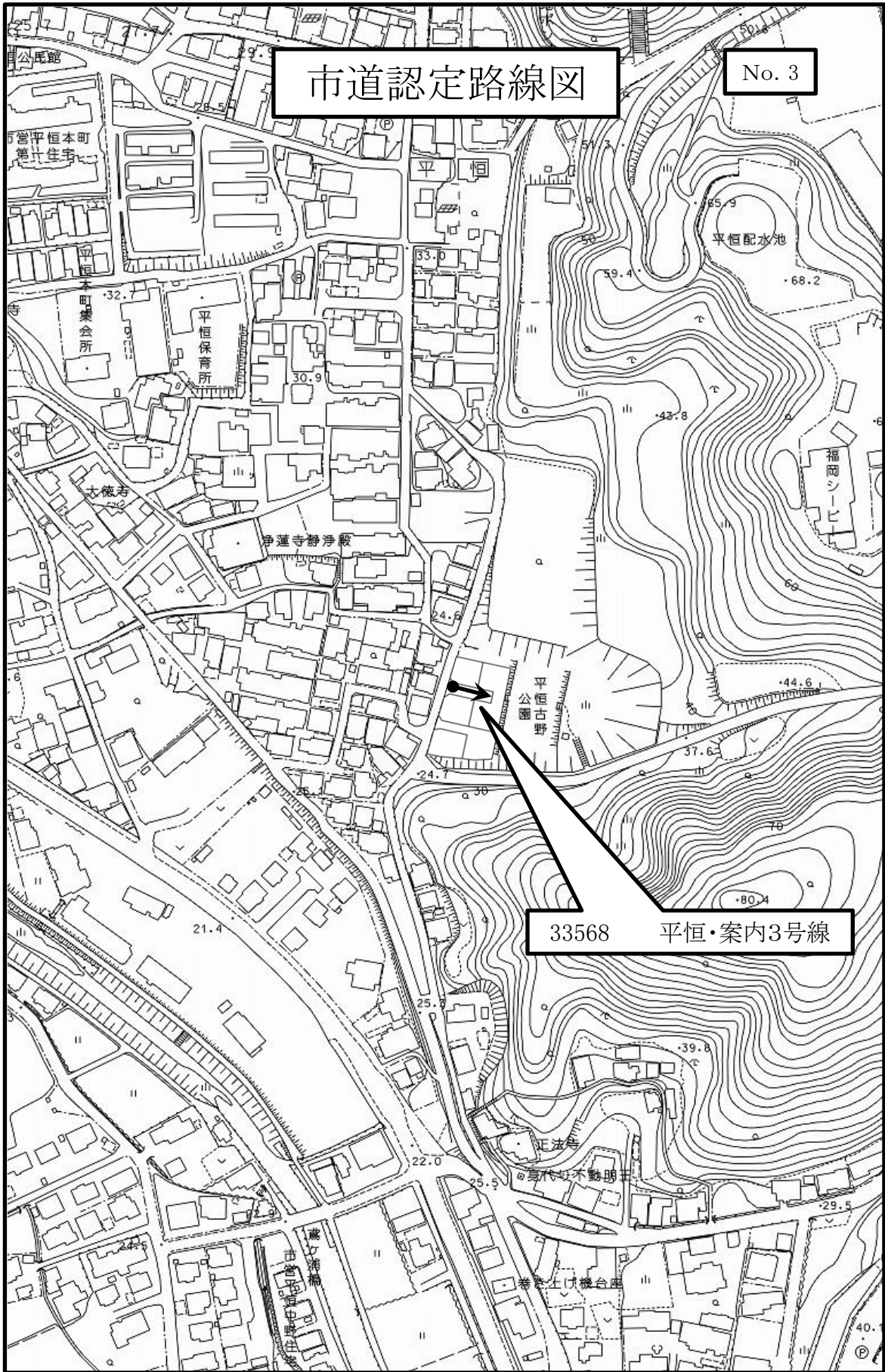
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15213	川津・宮ノ前線	川津 264-1 地先	川津 262-10 地先	6.5	69.6	No.1
2	33567	太郎丸二区9号線	太郎丸 958-18 地先	太郎丸 958-13 地先	7.7	24.2	No.2
3	33568	平恒・案内3号線	平恒 413-17 地先	平恒 413-16 地先	6.2	22.0	No.3
				合 計		115.8	



市道認定路線図

No. 2

33567 太郎丸二区9号線



市道認定路線図

No. 3

33568 平恒・案内3号線

財産の無償貸付け(ふれあい広場)

次の建物を無償貸付けするものとする。

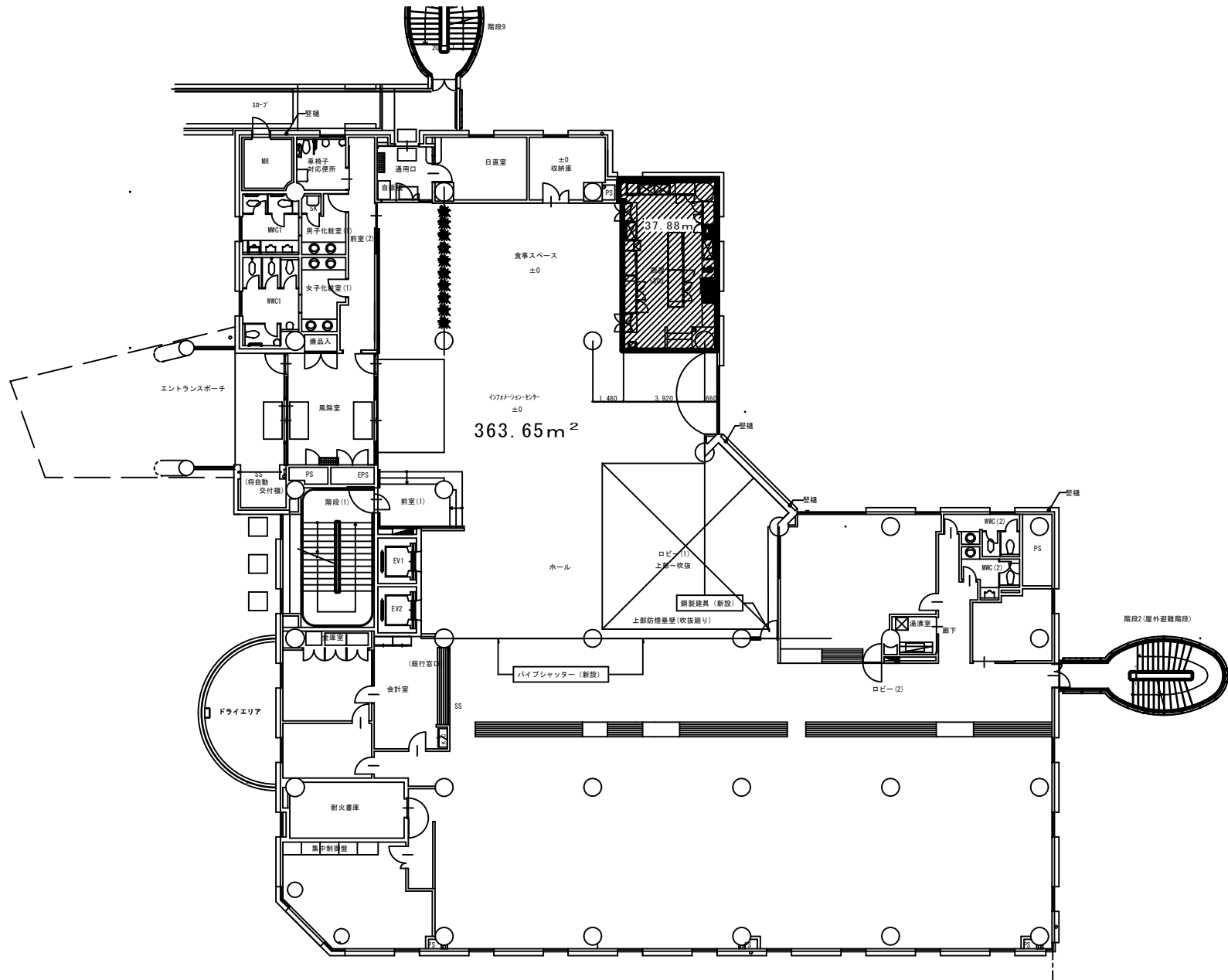
令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 所在地 飯塚市長尾1242番地1
- 2 建物の名称 筑穂ふれあい交流センター(飯塚市筑穂支所庁舎1階)
- 3 貸付面積 37.88平方メートル
- 4 貸付期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方
住 所 飯塚市長尾1340番地
氏 名 筑穂地区まちづくり協議会
会長 田中 英美

提案理由

筑穂ふれあい交流センターを利用し、ふれあい広場事業を実施するにあたり、施設の一部を運営主体である筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和3年10月28日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 44,000円

1 事故発生の日時、場所

令和3年8月11日(水) 午前8時45分頃

飯塚市横田地内

2 事故の概要

環境対策課職員が拠点収納ボックスの収集物回収作業後、交差点で塵芥車を方向転換させ、右折しようとした際、ハンドル操作を誤り、相手方塀の角部分に接触し、塀瓦を破損させたもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 塀瓦破損

市側 なし

4 事故発生の原因

車両を方向転換する際に、周囲の安全確認を怠ったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として44,000円を相手方に支払

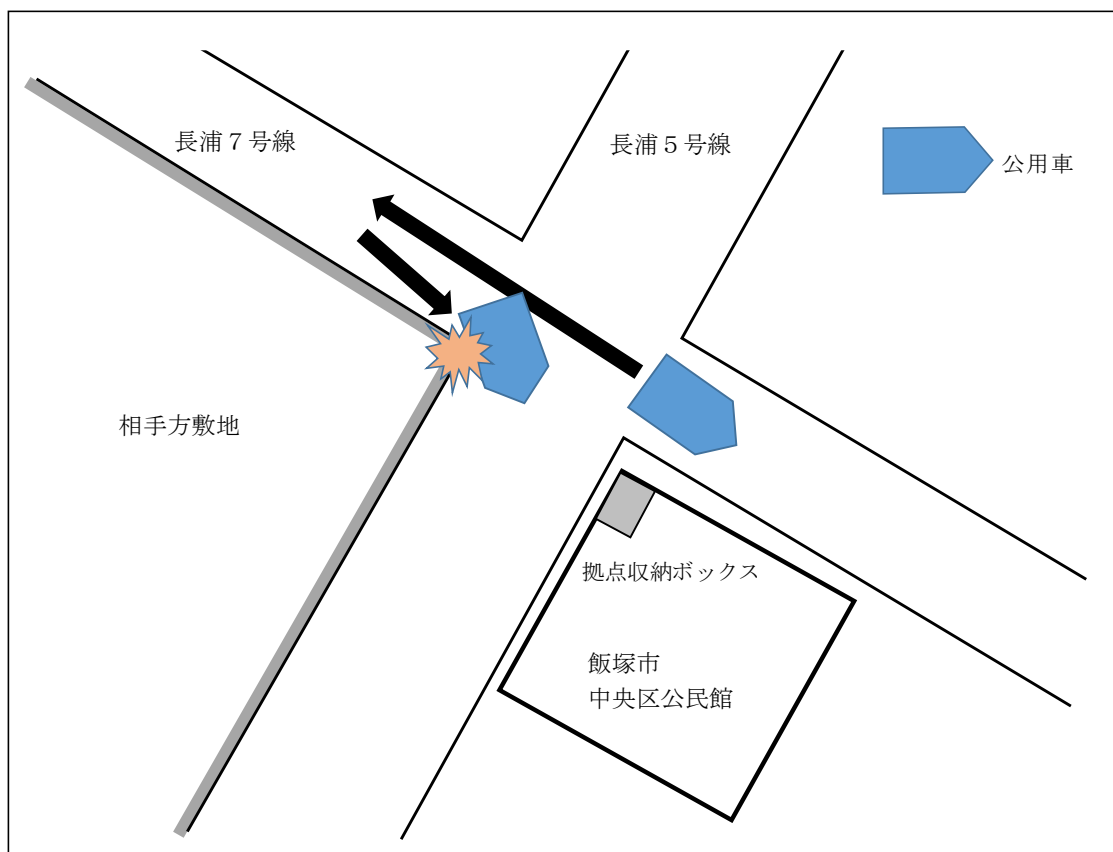
う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	44,000 円	44,000 円	0 円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(支払督促申立に対する異議申立て(学校給食費請求事件))

令和3年10月14日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

学校給食費請求事件

1 事件の概要及び処理方針

飯塚市幸袋在住の1件2名(62月247,286円)については、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納給食費の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望又は申入れに基づき和解するものとする。

2 請求の内容

- (1) 未払給食費の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払

専決処分の報告(支払督促申立に対する異議申立て(学校給食費請求事件))

令和3年11月2日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

学校給食費請求事件

1 事件の概要及び処理方針

飯塚市弁分在住の1件2名(151月622,620円)については、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納給食費の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望又は申入れに基づき和解するものとする。

2 請求の内容

- (1) 未払給食費の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払

令和2年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、令和2年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和3年11月30日提出

飯塚市長 片 峯 誠

本ページ以降はSideBooks上で
データを横に表示するための
調整用空白ページとなります。

